

堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事

意 匠 図			
番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
A-01	特記仕様書(1)(建築)	M-01	特記仕様書(1)(機械)
A-02	特記仕様書(2)(建築)	M-02	特記仕様書(2)(機械)
A-03	付近見取図・配置図	M-03	特記仕様書(3)(機械)
A-04	平面詳細図(現況)	M-04	既設・撤去・平面詳細図(給水)
A-05	平面詳細図(改修後)	M-05	改修平面詳細図(給水)
A-06	展開図(現況・撤去)	E-01	特記仕様書(1)(電気)
A-07	展開図(改修後)	E-02	特記仕様書(2)(電気)
		E-03	特記仕様書(3)(電気)
		E-04	特記仕様書(4)(電気)
		E-05	特記仕様書(5)(電気)
		E-06	電気設備改修平面図
		E-07	電気設備・平面詳細図

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

Main specification table with columns for 'I. 工事概要' (Project Overview), 'II. 共通仕様' (General Specifications), 'III. 設計図書' (Design Documents), 'IV. 特記事項' (Special Notes), and 'V. 仕様' (Specifications). It details construction methods, materials, and safety protocols for a renovation project.

Project summary box containing: 設計完了日 R4.0.3, 工事発注日 SCALE, 原寸紙9/16, 担当者, and a scale bar from 0 to 75.

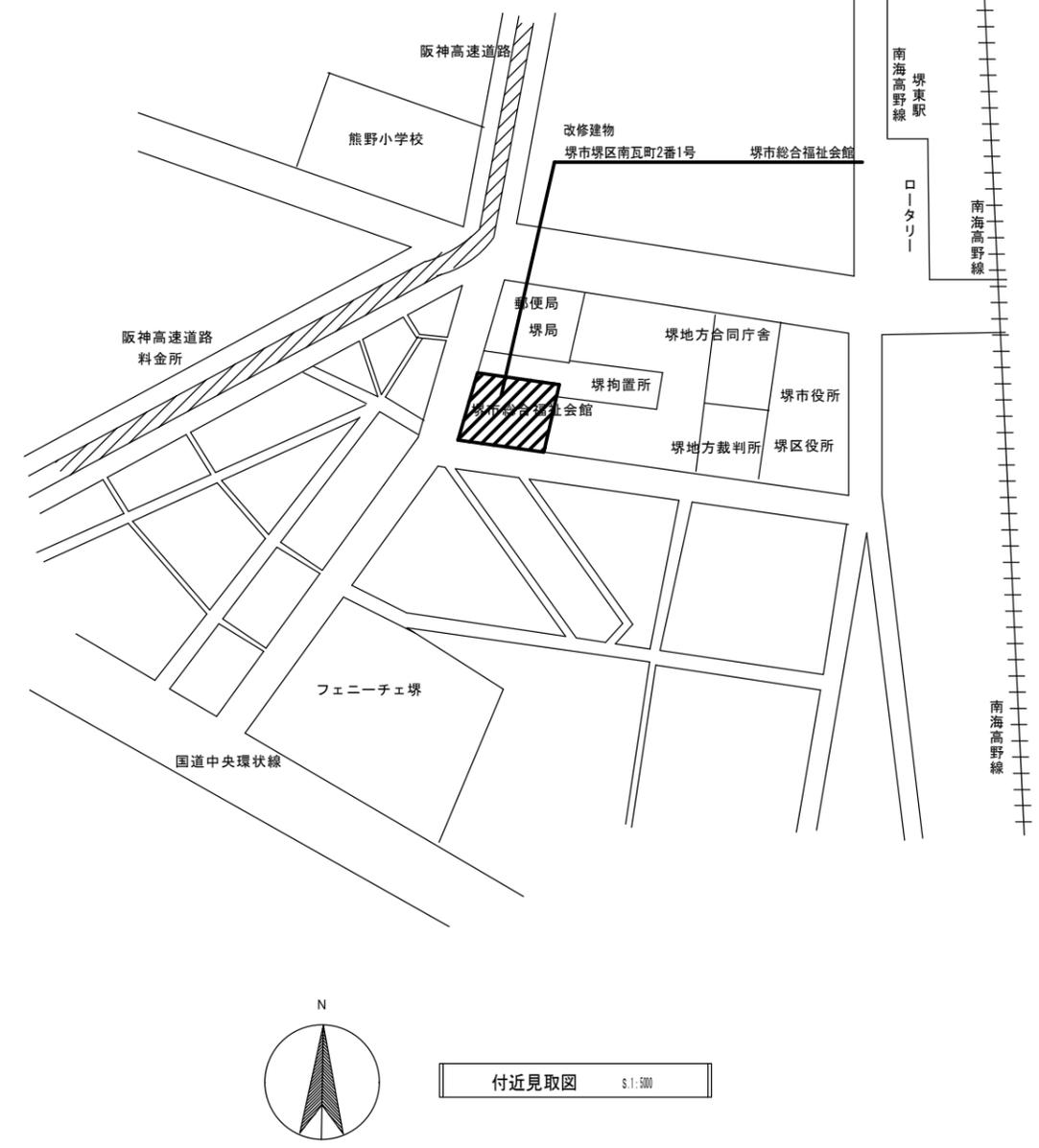
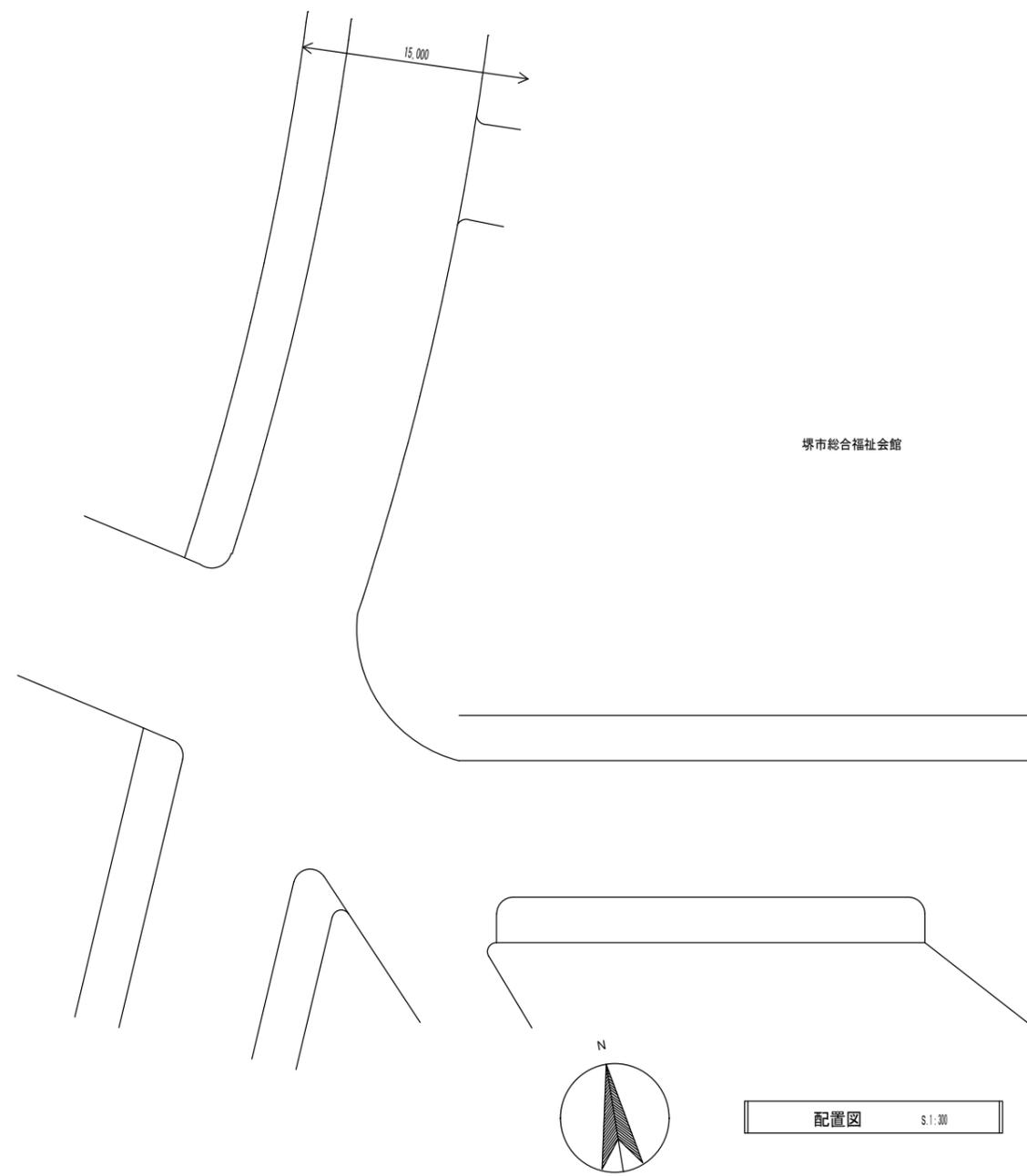
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																						
4	1 陶磁器質 タイル	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>工法</th> <th>寸法</th> <th>きじ</th> <th>形状</th> <th>磁器</th> <th>陶器</th> <th>せつ器</th> <th>釉</th> <th>役物</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td></td> </tr> </table>	施工箇所	工法	寸法	きじ	形状	磁器	陶器	せつ器	釉	役物	備考												6	1 トイレブース	表面仕上げ ※メラミン樹脂系化粧板(標準色 アルミ製コーナーエッジ付き) ・ポリエスチル樹脂系化粧板(堺市承認型) ※形状 ※幅木型(スチルス製) ・足金物型(スチルス製) 製造所 メーカーリストによる	8	1. 施工図製本 (建築工事) 2. 機器完成図 (設備工事)	各専門工事ごとに背張製本を1部提出のこと。(原図と同サイズ) 内容 A4版チューブファイル(表紙の記入内容は製本図面に同じ)にて2部提出のこと。 ①提出した機材使用願による主要機器。 ②各種試験成績表 ③各種検査合格書 ④保証書 ⑤保守に関する指導案内書(取扱説明書)
施工箇所	工法	寸法	きじ	形状	磁器	陶器	せつ器	釉	役物	備考																				
		工法 1.密着張り 2.改良積上げ張り 3.改良圧着張り 4.マスク張り 5.モザイクタイル張り 6.内装壁タイル接着剤張り 7.外装壁タイル接着剤張り 8.床タイル張り 躯体表面の処理 ・行う ※MCR工法 6重コンクリート工事又は高圧水洗(ポリマーモルタル下地) 工法 施工箇所 ※図示 下地モルタル塗り ※横仕 15.2.2~15.2.5による タイルの試験張り ※行わない ・行う(※外装タイル ・) ポリマーモルタルは、メーカーリストによる。	7	1 4階男子トイレ	和便器撤去(床カッター切断) 和風便器1か所設置 既存の壁掛式便器に洗浄便座新設																									
			2 4階女子トイレ	和便器撤去(床カッター切断) 和洋リモデル工法で洋風便器2か所設置 前面のL型手すり撤去(400×300) ・側面のL型手すり型撤去(600×700) 女子トイレ間仕切り全部撤去 壁掛式便器2か所設置 L型手すり2か所取付 既存の壁掛式便器に洗浄便座新設 女子トイレ間仕切り新設																										
2	有機質接着剤	・ 屋内 JISA5548(陶磁器質タイル用接着剤)による。 ※便所については、タイプIとする。 ・ 屋外 JISA5557(外装タイル張り用有機系接着材)による	3 多目的便所(1)	既設洗浄便座用壁止水栓のみ撤去後移設(フラッシュバルブ撤去) 穴を塞ぐカバープレート設置 人感センサースイッチを新設 既設壁掛式便器撤去後新設 既設「使用中表示灯の照明器具」をLED表示灯に改修																										
3	陶磁器質タイル 型枠先付け	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>適用タイル</th> <th>種別</th> <th>せき板の種別</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・タイルシート法</td> <td>※横仕 6.8.3 [材料] (b) (2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小口タイル</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>二丁掛タイル</td> <td>・目地ます法</td> <td>・横仕 6.8.3 [材料] (b) (2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大形タイル</td> <td>・棧木法</td> <td>・横仕 6.8.3 [材料] (b) (2)</td> </tr> </table>	種別	適用タイル	種別	せき板の種別			・タイルシート法	※横仕 6.8.3 [材料] (b) (2)		小口タイル				二丁掛タイル	・目地ます法	・横仕 6.8.3 [材料] (b) (2)		大形タイル	・棧木法	・横仕 6.8.3 [材料] (b) (2)	4 多目的便所(2)	既設洗浄便座用壁止水栓のみ撤去後移設(フラッシュバルブ撤去) 穴を塞ぐカバープレート設置 人感センサースイッチを新設 既設壁掛式便器撤去後新設 既設「使用中表示灯の照明器具」をLED表示灯に改修						
種別	適用タイル	種別	せき板の種別																											
		・タイルシート法	※横仕 6.8.3 [材料] (b) (2)																											
	小口タイル																													
	二丁掛タイル	・目地ます法	・横仕 6.8.3 [材料] (b) (2)																											
	大形タイル	・棧木法	・横仕 6.8.3 [材料] (b) (2)																											
			5 4階EPS	4階のEPS内に電灯分電盤(L-A)を新設する。																										
5	1 ステンレス 表面仕上げ	<table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・No. 2B</td> <td>・ステンレス手すり</td> </tr> <tr> <td>※HL</td> <td>・ステンレスサッシ</td> </tr> <tr> <td>・鏡面</td> <td>・ステンレス手すり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・三方枠</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・鏡</td> </tr> </table>	種別	施工箇所	・No. 2B	・ステンレス手すり	※HL	・ステンレスサッシ	・鏡面	・ステンレス手すり		・三方枠		・鏡																
種別	施工箇所																													
・No. 2B	・ステンレス手すり																													
※HL	・ステンレスサッシ																													
・鏡面	・ステンレス手すり																													
	・三方枠																													
	・鏡																													
改8	張付け材料の 厚さ	<table border="1"> <tr> <th>タイルの種類</th> <th>工法</th> <th>張付け材料 種類</th> <th>塗り厚mm</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>内装タイル</td> <td>改良積上げ張り</td> <td>モルタル</td> <td>13~18</td> <td>一枚ずつ張付ける</td> </tr> </table>	タイルの種類	工法	張付け材料 種類	塗り厚mm	備 考	内装タイル	改良積上げ張り	モルタル	13~18	一枚ずつ張付ける																		
タイルの種類	工法	張付け材料 種類	塗り厚mm	備 考																										
内装タイル	改良積上げ張り	モルタル	13~18	一枚ずつ張付ける																										



注 1. 設計監理が同一の場合は設計 社会福祉法人 監理 堺市社会福祉協議会 と記入する。
 2. 常用漢字を使用し書体は角ゴシックとし黒とする。
 3. 亜鉛鉄板製とし棧木を裏打ちし補強する。
 4. 取付場所は工事用進入口の見えやすい所に取り付けること。

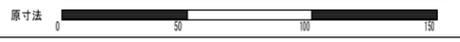
堺市総合福祉会館4階トイレ改修工事	設計完了日 R4.03
建築工事 特記仕様書(2)	工事発注日
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	SCALE
担当者	原寸紙サイズ
	A
	02

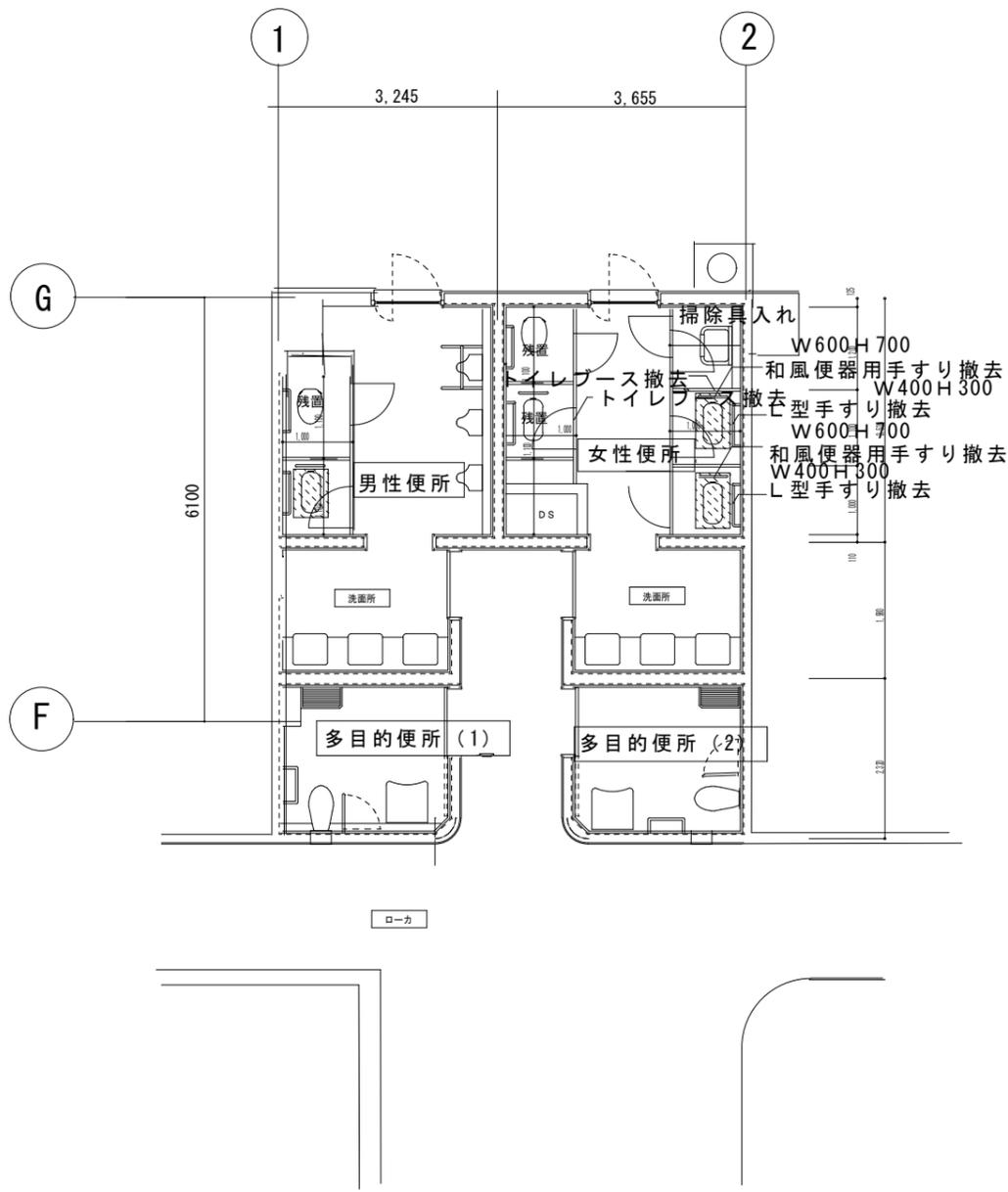
原寸図 0 25 50 75



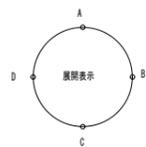
注記
※工事工程表を作成し、工事工程表に基づき仮設計面をすること。
※図示以外の仮設は必要に応じ、監督員と協議の上設ける事。
※前面道路及び構内通路は 充分安全に配慮 すると共に 常時清掃を行う事。
※敷地内進入に関しては、各自又は交通誘導指導員に従い会館利用者等には 充分注意する事。交通誘導指導員 (B) 延べ2名配置の事。
※進入等により傷めた通路等は、施工業者負担により現況復旧を行う事。
※会館行事を優先し、工事を進める事。
※撤去工事に依って出る埃、施工時に出る埃等は施工業者が常時清掃する事。
※工事に伴い既設を損傷する恐れのある部分は充分に養生を行う事。

堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事	設計完了日	R4.05
	工事発注日	
付近見取図 配置図	SCALE	S.1:300
	原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	A / 03



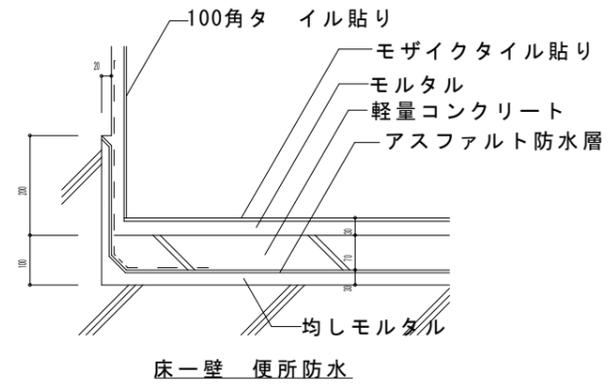


4階便所現況平面詳細図 S.1:100

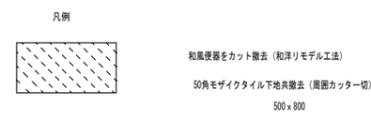


現況仕上表		撤去概要
男性便所		
床	均しモルタルの上アスファルト防水 軽量コンクリート	存置
	50角モザイクタイル貼り	存置
巾木	100角タイル貼り	存置
壁	100角タイル貼り	存置
天井	ケイカル板 ア) 6VP	存置
廻縁	アルミ廻縁	存置
備考	トイレブース	存置
	小便器バック	存置
	手すり	存置

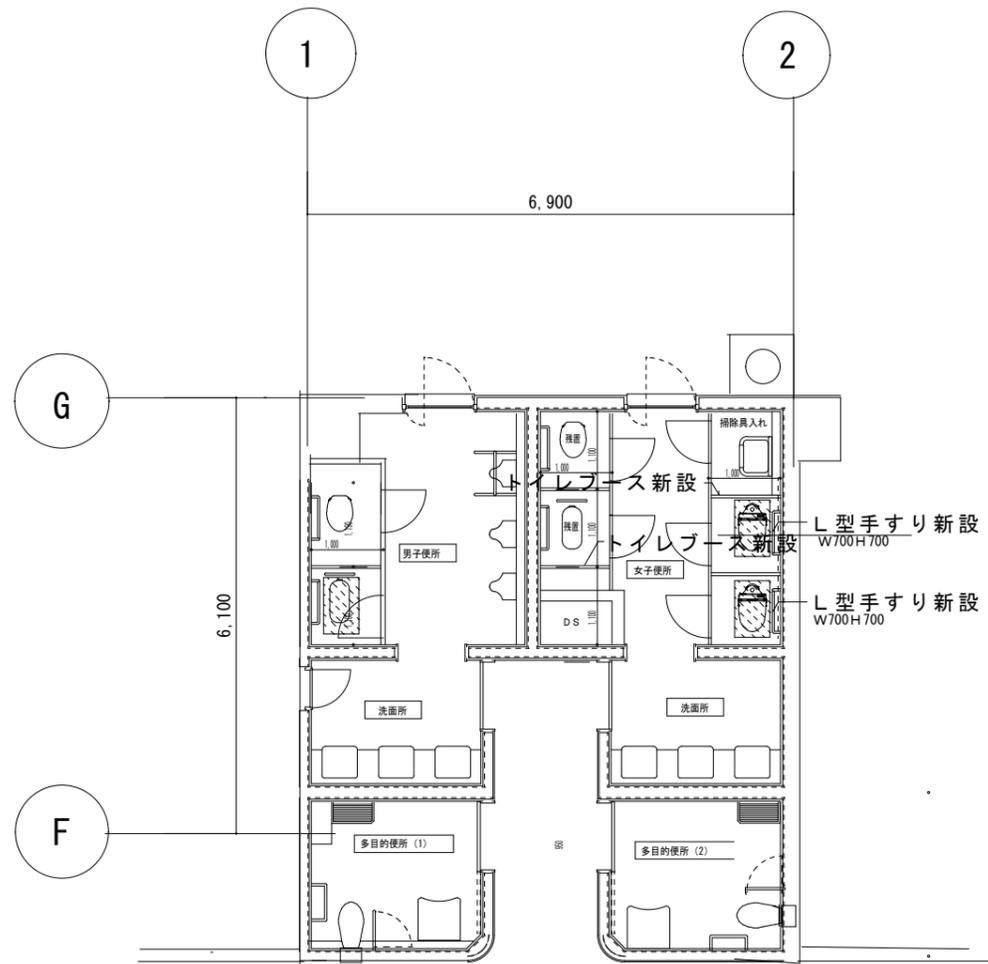
現況仕上表		撤去概要
女性便所		
床	均しモルタルの上アスファルト防水 軽量コンクリート	存置
	50角モザイクタイル貼り	下地共一部撤去
巾木	100角タイル貼り	存置
壁	100角タイル貼り	存置
天井	ケイカル板 ア) 6VP	存置
廻縁	アルミ廻縁	存置
備考	トイレブース	全て撤去
	手すり	一部撤去



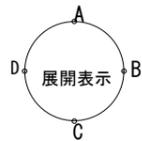
便所防水詳細図 (現況) S.1:10



堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事		設計完了日	R4.05
		工事発注日	
平面詳細図 (現況)		SCALE	1:100
		原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会		設計担当	A/04
原寸法			



4階便所改修平面詳細図 S. 1:100



凡例

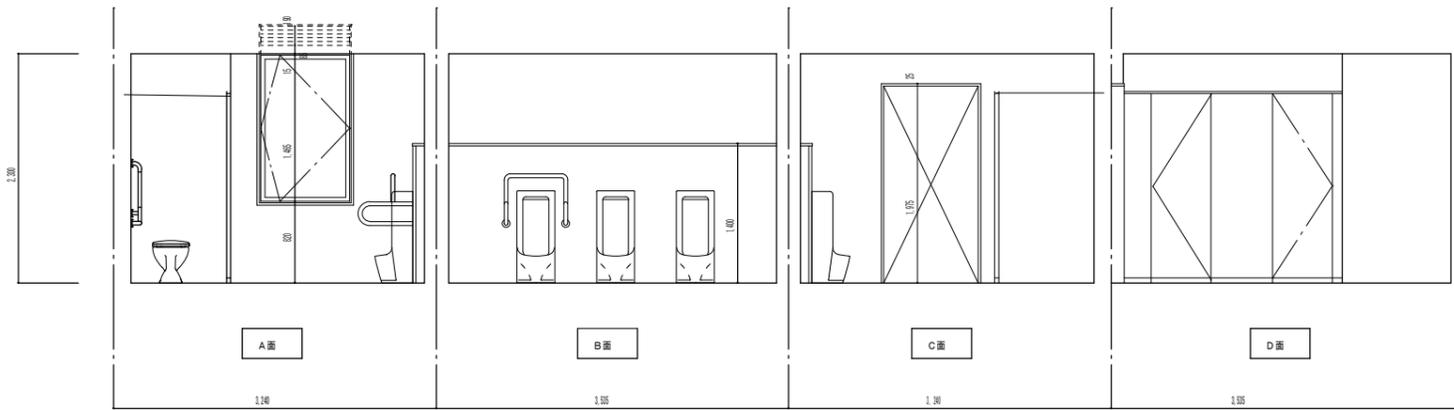


和風便器カット撤去後、排水アジャスター取付（和洋リモデル工法）
モルタル埋戻し塗膜防水の上50角モザイクタイル貼り
500 x 800

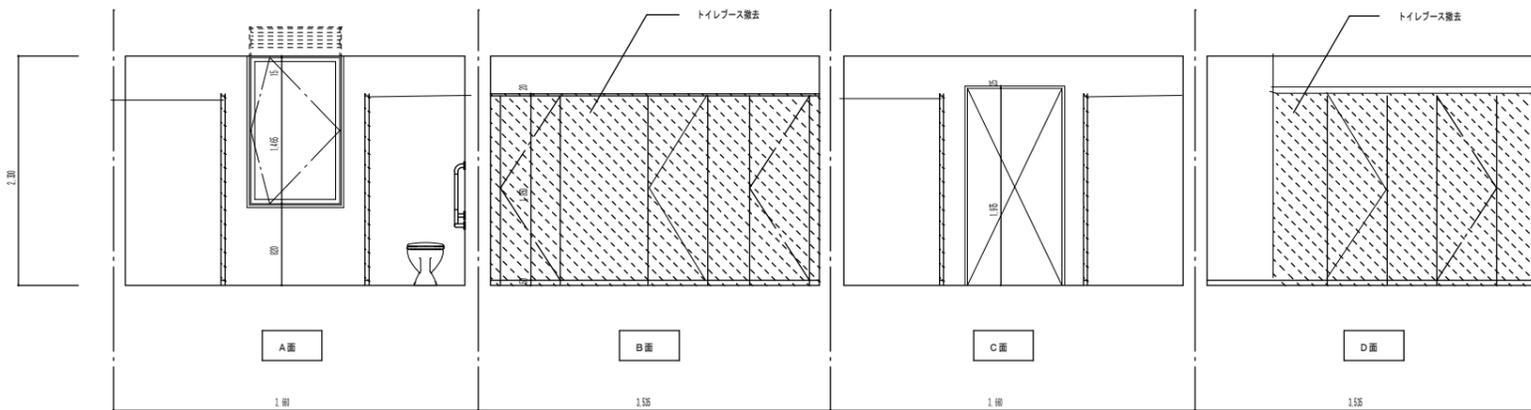
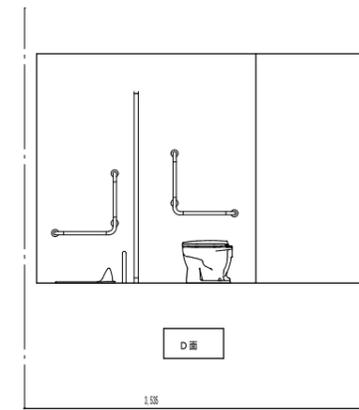
仕上表（改修後）	
男子便所	
床	均しモルタルの上アスファルト防水 軽量コンクリート 50角モザイクタイル貼り
巾木	100角タイル貼り
壁	100角タイル貼り
天井	石綿ケイカル板 ア) 6V P
廻縁	アルミ廻縁
備考	トイレベース 小便器バック 手すり

仕上表（改修後）	
女子便所	
床	均しモルタルの上アスファルト防水 軽量コンクリート 50角モザイクタイル貼り
巾木	100角タイル貼り
壁	100角タイル貼り
天井	石綿ケイカル板 ア) 6V P
廻縁	アルミ廻縁
備考	トイレベース 新設（寸法は現場合せ） L型手すり（T112C L10）2ヶ所新設

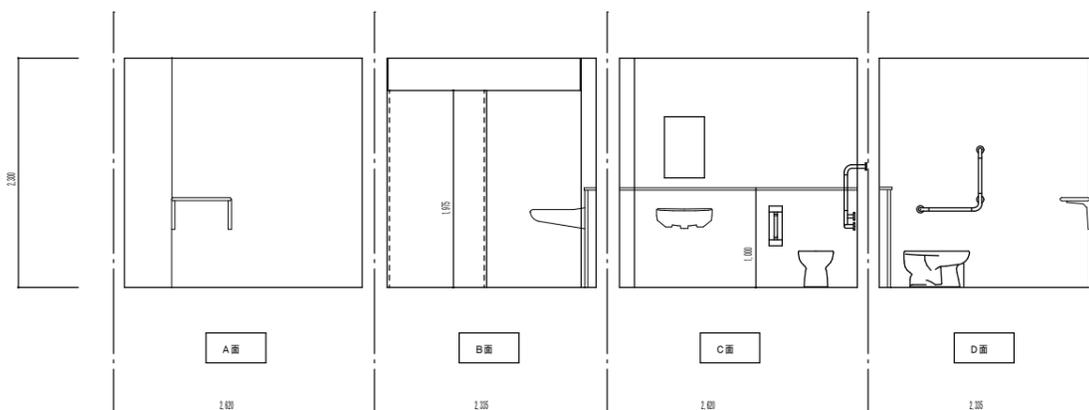
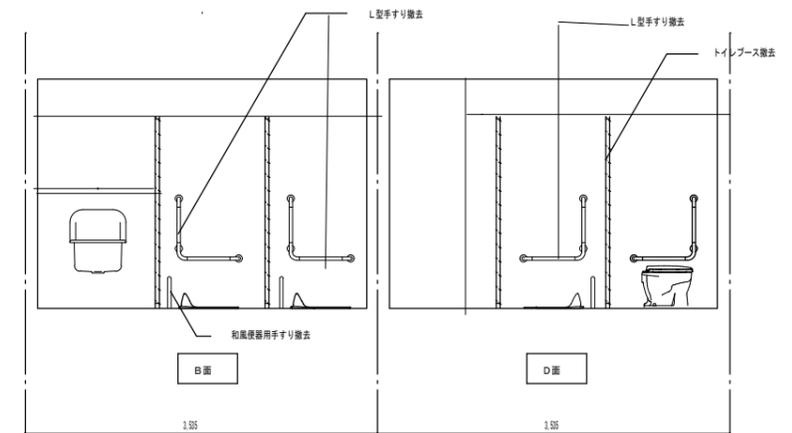
堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事	設計完了日	R4.05
	工事発注日	
平面詳細図（改修後）	SCALE	1:100
	原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	A / 05
原寸法 0 50 100 150		



男性便所 展開図（現況・撤去）



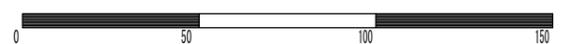
女性便所 展開図（現況・撤去）

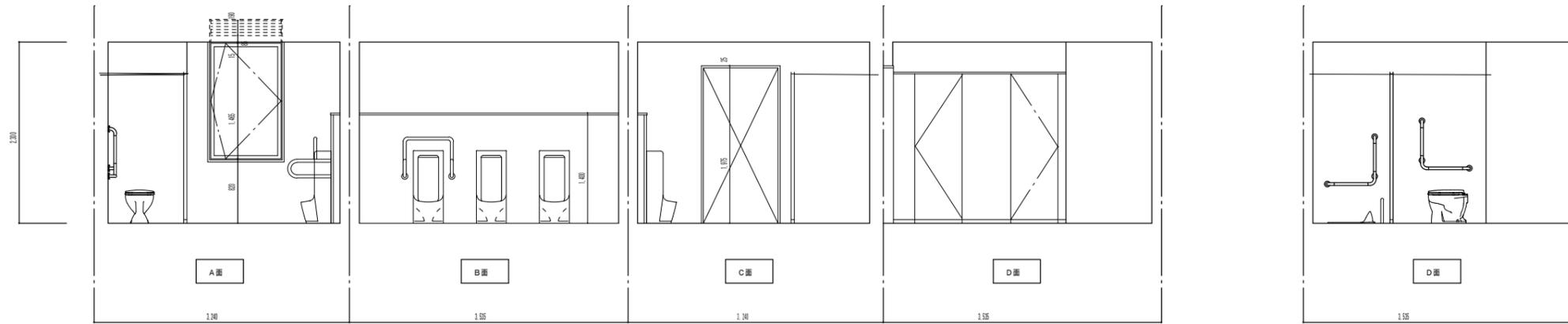


多目的便所（1）展開図（現況・撤去）

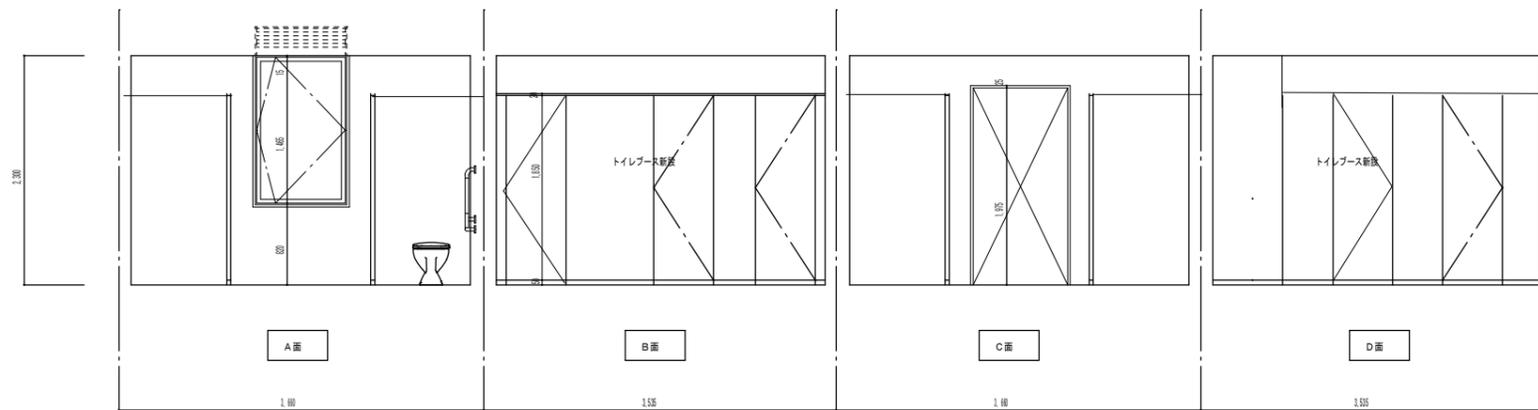
凡例

 既設仕上材、家具等の撤去範囲を示す。

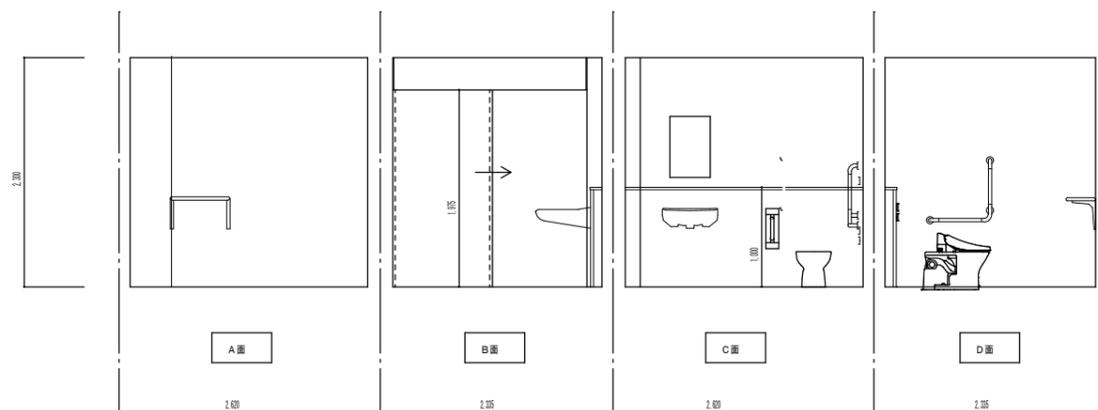
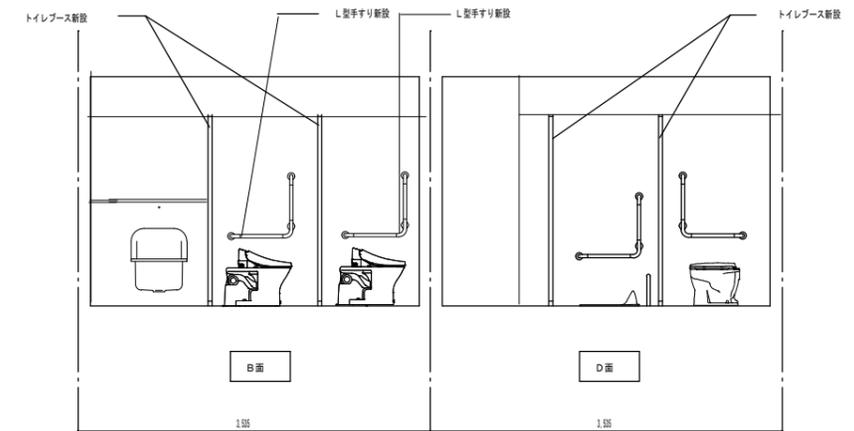
堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事		設計完了日	R4.03
		工事発注日	
展開図（現況・撤去）		SCALE	1 : 100
		原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会		設計担当	A / 06
原寸法 			



男性便所 展開図 (改修)



女性便所 展開図 (改修)



多目的便所 展開図 (改修)

凡例



既設仕上材、家具等の撤去範囲を示す。

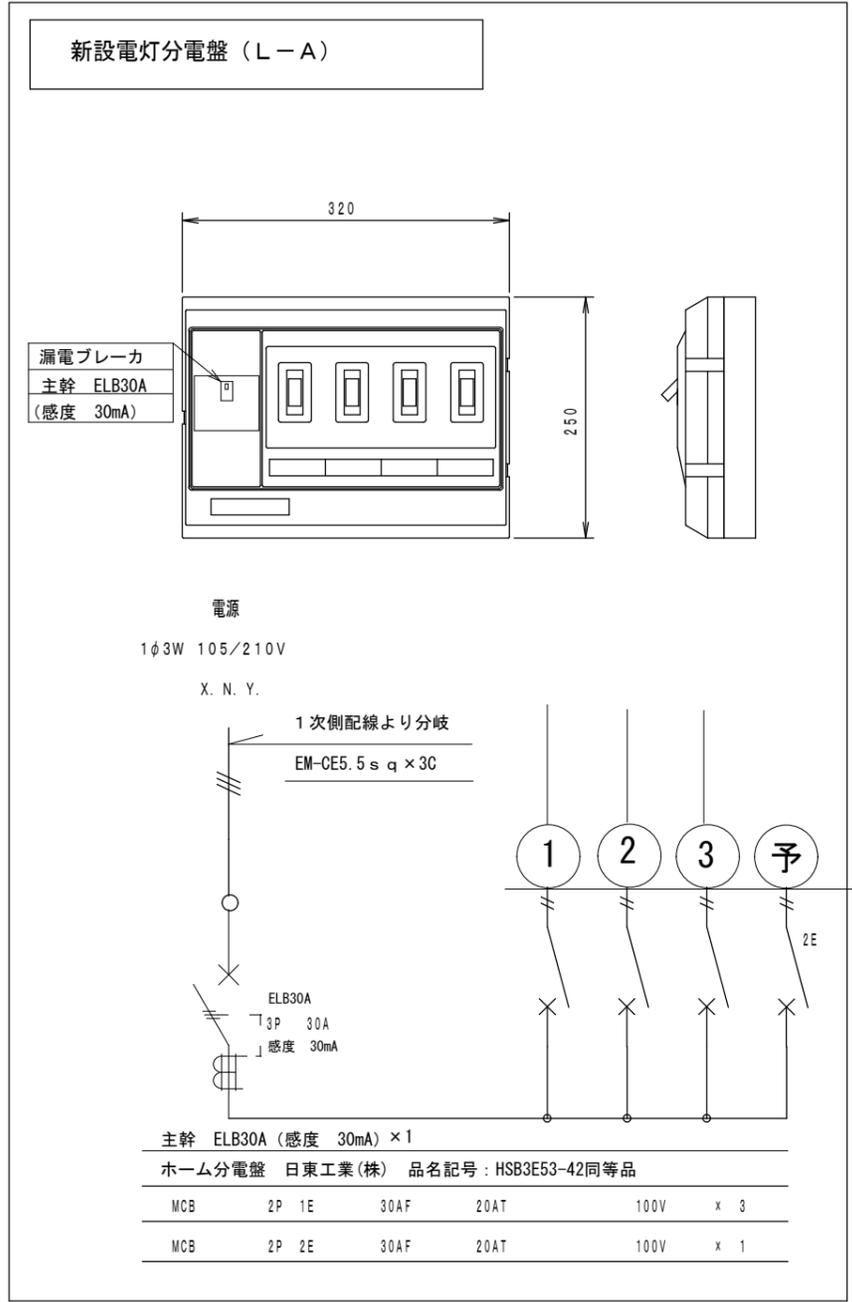
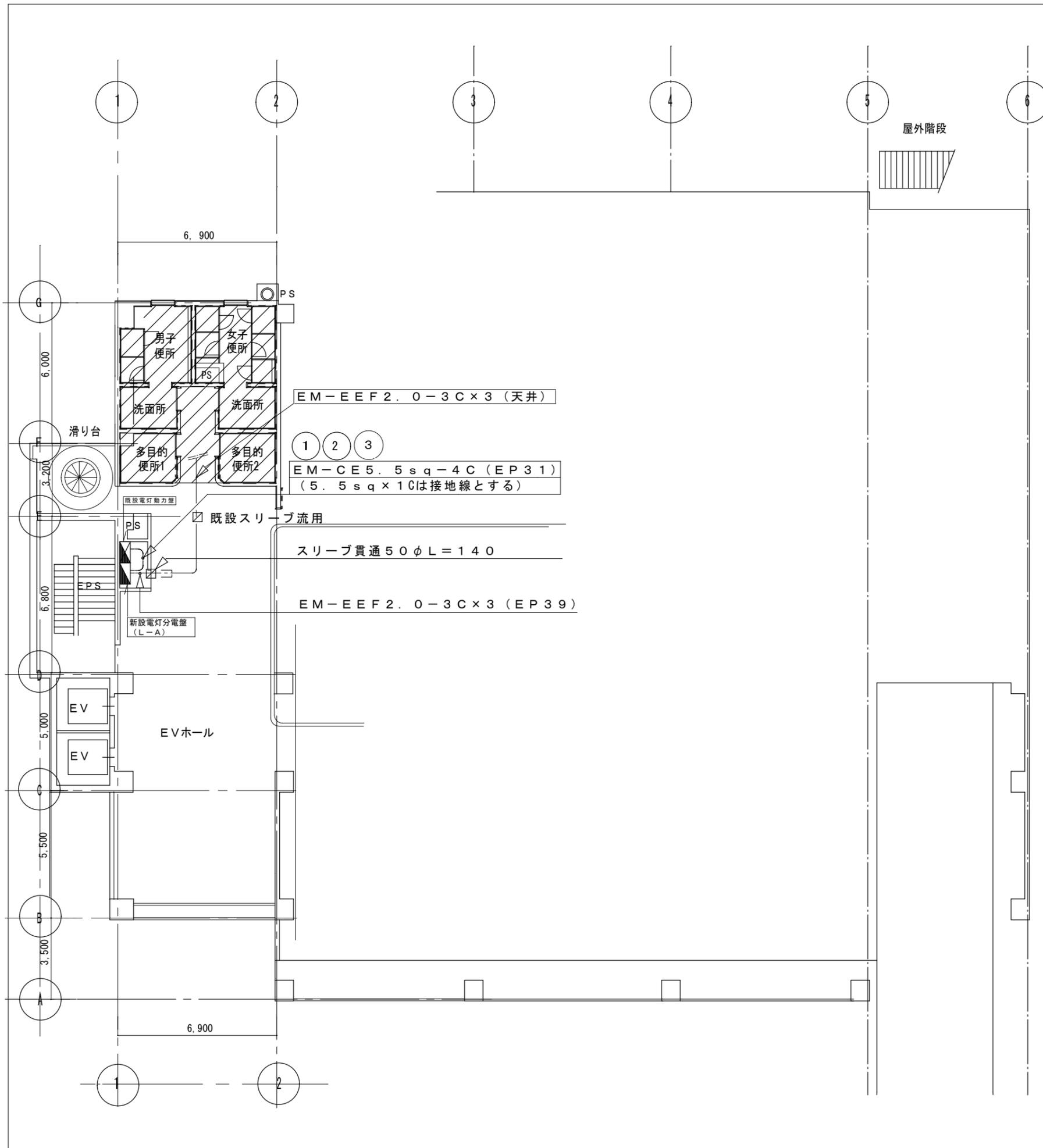
トイレブース仕様は下記の通り。ただし、寸法は現場合わせのこと
 ステンレスアールエッジ (中心吊り)
 足形状：巾木型
 表面材：高圧メラミン樹脂化粧板 (下地MDF)
 芯材：ペーパーコア
 パネル厚み：40mm
 目板、戸当り、コーナーカバー：ステンレス (ヘアライン仕上)
 笠木、巾木、壁面レール：ステンレス (ヘアライン仕上)
 金物：標準付属金物一式

堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事	設計完了日	R4.03
	工事発注日	
展開図 (改修後)	SCALE	1 : 100
	原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	A / 07
原寸法 0 150		

項目特記事項	項目特記事項	項目特記事項	項目特記事項																								
33. 現場代理人・技術者の専任期間等	1. 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した日（検査確認日）とする。 3. 工場製作のみが行われている期間。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 4. 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。	4. 電線管 ・右記の露出配管は塗装を行う。 ● 屋外 ● 屋内（機械室、P S内の塗装は不要） ・最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。 5. 電線本数管路等 ・分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側配線経路は、電線太さ、本数及び管径等は監督員の承諾を受けて変更できる。 6. 呼び線 ・長さ1m以上の入線しない電線管には、1. 2mm以上の被覆鉄線を挿入すること。 7. ボックス ・P F管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。但し、L G S仕様の界壁に使用する場合は、その耐火レベルに応じた鋼製ボックスを使用すること。	23. 他工事又は他工種との取合い ・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工事項目 本工事 建築 機械 ガス 備考 機器の基礎及びビット ○ ● 同上架台 ● ○ 梁及び壁の貫通スリーブ入れ及び穴埋め補修 ● ○ 梁及び壁の貫通部補強 ○ ● 機器への給排水配管接続工事 ○ ● 機器へのガス配管接続工事 ○ ○ 機器付属操作盤への一次側電気工事 ● ○ 同上操作盤からの二次側電気工事 ○ ● 同上操作盤からの故障警報用配管配線 ● ○ 空調機等のリモコンスイッチの取付及び結線 ○ ● 同上機器からリモコンスイッチまでの配管及びボックス ● ○ 同上機器からリモコンスイッチまでの操作配線 ○ ● セパレート型エアコンの室内から室外機への渡り操作配線 ○ ● マルチ型エアコンの室内機間の渡り配線及び集中操作盤の取付 ○ ● 換気扇の取付 ○ ● 同上機器の手元スイッチの取付及び配管配線・ボックス及び結線 ● ○ 自動制御盤一次側電源工事（配管・配線及び結線共） ● ○ 便器洗浄用感知装置への電源供給配管配線水槽類の電極棒・電極帯及びフロートスイッチ ● ○ 機器・器具及び配管等の吊ボルト用インサート ● ○ 天井埋込器具等の取付箇所の天井ボードの下地切込み及び補強 ○ ● 壁への埋込型機器及び盤等の仮枠 ○ ● 同上埋込部の補強 ○ ● 軽量鉄骨壁への機器及び盤等の下地切込み及び補強 ○ ● 天井点検口の取付 ○ ● 特記項目において選択する事項は、 ●印のついたものを適用する。																								
34. 暴力団等の排除について	1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止 （1）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（再委任以降のすべての受任者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。 （2）これらの事実が確認された場合、社会福祉法人堺市社会福祉協議会は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。 2 下請契約等の締結について ・受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。 3 誓約書の提出について （1）受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書に、社会福祉法人堺市社会福祉協議会に提出しなければならない。 また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を社会福祉法人堺市社会福祉協議会へ提出しなければならない。ただし、社会福祉法人堺市社会福祉協議会が必要でないと判断した場合は、この限りではない。 （2）社会福祉法人堺市社会福祉協議会は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことができる。 4 不当介入に対する措置 （1）受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに社会福祉法人堺市社会福祉協議会に報告するとともに、警察に届け出なければならない。 （2）受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに社会福祉法人堺市社会福祉協議会に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。 （3）社会福祉法人堺市社会福祉協議会は、受注者が社会福祉法人堺市社会福祉協議会に対し、（1）及び（2）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。 （4）社会福祉法人堺市社会福祉協議会は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（1）に定める報告及び届出又は（2）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。 特記項目において選択する事項は、 ●印のついたものを適用する。	8. 屋外用支持金物及び屋外用プルボックス ・溶融亜鉛めっき仕上品（又は、ステンレス製）を使用する。 ・屋内外を問わず、蓋に用いるビスは六角ビスとする。 ・高天井面に取付けるボックスの蓋には、落下防止チェーンを取付ける。 9. 支持金物等の養生等 ・電線管をサドルで支持する場合は、両サドルを使用し、容易に手の届く場所に取付けるハンガーレール等は、その端部を養生（樹脂製キャップ等）すること。また配管を支持する部材は、スプリング式又はバンド式支持とする。なお、万一ハンガークリップを使用する場合は、その突起部及びビス等を養生すること。 10. 弱電設備との混触防止 ・強電と弱電はボックス、配管、配管支持材等の混触を防止すること。 11. 他設備との離隔 ・金属製電線管、電線、ケーブル及び金属製プルボックス類は、その他設備と接触しないように十分離隔を取ること。 12. 電線類の表示 分電盤（配電盤）内、プルボックス（中継ボックス）内、P S内（縦通り） 露出配線：1つの階に1箇所、天井その他：点検口付近、P S内（横通り） 露出配線：点検口及び進入口付近、ケーブルラック配線：上部スラブの点検口付近ラック分岐部分、ボックスその他からの引出し部分及び水平方向で概ね～20m、上下方向に1つの階に1箇所。 13. 防火区画貫通 ・防火区画を配管が貫通する場合は、建築基準法施行令第112条15項に基づき施工のこと。 また金属ダクトが防火区画を貫通する場合は、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（電力68）によること。	（3）電気設備科目別仕様 1. 電灯設備 ○電気方式 ・幹線 ○単相3線式 100/200V 60Hz ○直流2線式 100V ○ ・分岐 ○単相2線式 ○100V ○200V ○直流2線式 100V ○ ○位置ボックス ・ケーブル配線で送り端子接続のみ及び末端となる場所には、アウトレットボックスを設けなくてよい。 ○照明器具 ・蛍光灯安定器及びLED制御装置の種類・電圧は、標準図及びJIL5004-2015「公共施設用照明器具」に指定のあるもの、図面特記があるものを除き下記による。																								
（2）電気共通事項	1. 電線 ・特記なきものは、EM-IEとする。 2. 電線類 ・原則としてEMケーブルを使用する。（規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。） 3. ケーブル接続 ・ポリエチレン絶縁ケーブル又は架橋ポリエチレン絶縁ケーブルのシースを剥ぎ取った後の絶縁体に、直射日光又は紫外線が当るおそれのある場合は、自己融着テープ又は収縮チューブ等を使用して、紫外線対策を施す。 4. 電線管 ・電線管表示（19）～（75）で特記なき場合は、下記とする。 屋内：ねじなし電線管 屋外：薄鋼電線管（電柱等への立上げはポリエチレンライニング鋼管）	14. フラッシュプレート ・材質：● 金属製（ステンレス、新金属も含む） ○ 樹脂製 15. フロアプレート ・材質：○ 砲金製 ○ アルミ製 フロアベース ・水平高低調整機能付（空転防止リング付、OAフロア一部分除く） 16. コンセント ・20A以上、3P・4P及び特殊型のコンセントは、差込プラグ付とする。 17. スイッチ ・照明点滅スイッチの点滅数が2個以上の場合はネームプレートを取付けること。 18. 接地 ・ケーブルの各シールド層の接地は、原則として上位側で一端接地とする。 ・接地極の詳細図は「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」電力109、電力110による。 19. はつり工事 ・既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 なお、復旧はモルタル補修とするが、仕上げは原形復旧とする。 はつり穴開けの施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に墨出しを行う。放射線透過検査については監督員の指示によるものとし、費用は本工事に含む。	20. 埋設標示 ・構内線路における埋設標の材質：○鉄製 ○コンクリート製 ・埋設配管全てに埋設標示テープ（2倍）を敷設すること。 21. 再使用機器 ・再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定を実施後、取付ける。但し、絶縁劣化等使用に不可の場合は、監督員に報告する。 22. 図面記号及び寸法 ・特記なき図記号（文字記号等も含む）の凡例は標準図により、盤その他機器類について図示した寸法は約寸法とする。																								
			<table border="1"> <tr> <td colspan="2">堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事</td> <td>設計完了日</td> <td>R . 4 . 4</td> </tr> <tr> <td colspan="2">電気設備 特記仕様書（3）</td> <td>工事発注日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">社会福祉法人 堺市社会福祉協議会</td> <td>SCALE</td> <td>1:NS</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>原寸紙サイズ</td> <td>A2</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>設計者</td> <td>E / 03</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原寸法</td> <td>0 50 100</td> <td>150</td> </tr> </table>	堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事		設計完了日	R . 4 . 4	電気設備 特記仕様書（3）		工事発注日		社会福祉法人 堺市社会福祉協議会		SCALE	1:NS			原寸紙サイズ	A2			設計者	E / 03	原寸法		0 50 100	150
堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事		設計完了日	R . 4 . 4																								
電気設備 特記仕様書（3）		工事発注日																									
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会		SCALE	1:NS																								
		原寸紙サイズ	A2																								
		設計者	E / 03																								
原寸法		0 50 100	150																								

項目	特記事項		項目	特記事項		項目	特記事項	
○照明器具			●変圧器	・変圧器の規格は下記による。但し、スコット結線変圧器、モールド変圧器でH絶縁材料を使用するものは除く。 ●油入変圧器 単相／三相 (●JIS C 4304 ○JEM) ○モールド変圧器 単相／三相 (○JIS C 4306 ○JEM) 但し、絶縁種別Fとする。		10. 情報表示設備		
直管形蛍光灯	器具の種類	制御装置(安定器)の種類	●監視方式 ●基礎	・監視 ○警報盤による代表監視 ●中央監視盤による監視 ・操作制御 ●現地盤による手動制御 ●中央監視盤による遠方制御 ・○別途工事 ○本工事 ●既設		○マルチサイン装置	・○	
	LED灯	LN(LX)		・盤内にサーモスタット(30℃~40℃可変形とし、35℃にセット)及び切替スイッチ(自動・手動・切)を設ける。 ・外部換気扇がある場合は、連動させる。		○出退表示装置	・○	
	FHF16形、FHF32形、FHF86形	PH(PX)		・●低圧配電盤の配線用遮断器は、取付板組込形で埋込形とする。 ・●低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。 ・○低圧配電盤の内部点検用スペースを設ける。(幅600mm以上、高さ1,800mm以上) ・●充電表示器は、断路器の一次側の適切な場所に設ける。 ・●主遮断器装置、変圧器、低圧主回路導体にサーモラベルを貼付する。		○時刻表示装置	・○親子式 親時計 (○ラック式 ○壁掛式 ○簡易式) プログラムタイマー (○有 ○無し) ・○単独式 電源 (○太陽電池式 ○交流式) 時刻修正機能 (○有 ○無し)	
コンパクト形蛍光灯	避難口誘導灯・通路誘導灯	LN	○盤内換気扇	・●充電表示器は、断路器の一次側の適切な場所に設ける。 ・●主遮断器装置、変圧器、低圧主回路導体にサーモラベルを貼付する。		11. 映像・音響設備		
	LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100~242V等)対応品でもよい。		●その他	・●低圧配電盤の配線用遮断器は、取付板組込形で埋込形とする。 ・●低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。 ・○低圧配電盤の内部点検用スペースを設ける。(幅600mm以上、高さ1,800mm以上) ・●充電表示器は、断路器の一次側の適切な場所に設ける。 ・●主遮断器装置、変圧器、低圧主回路導体にサーモラベルを貼付する。		○形式	・○	
○照明制御システム	・照明制御システムの各センサー設定は、監督員の指示による。なお各システム毎に専用設定器を納入すること。 ・調光センサ ○照明器具に付属 (○点滅タイプ ○減光タイプ ○明るさセンサ) ○別置(図面による) (○人感センサ ○明るさセンサ)		6. 電力貯蔵設備			12. 拡声設備	●全館放送用 ・用途 ○一般放送 ●非常放送兼用 ・形式 ○壁掛形 ○ラック組込形 ○卓上形 ・増幅器定格出力: Hi型 W以上 ・付加機能: ○リモコン機能 ○ ・演奏機器: ○カセットデッキ ○CD/DVDプレーヤー ○ラジオチューナー ○	
○非常照明の形式	・○電源内蔵型 ○電源別置型		●直流電源装置	・用途 ●非常用照明用 ○受変電設備用 ○非常用照明用・受変電設備用共用		○ローカル放送用	・形式 ○ワゴン形 ○ラック組込形 ○卓上形 ○キャビネット収納形 ・増幅器定格出力: Hi型 W以上 ・演奏機器: ○カセットデッキ ○CD/DVDプレーヤー ○ラジオチューナー ○	
○分電盤等	・本工事の分電盤、OA盤、実験盤で、分岐に用いる配線用遮断器及び漏電遮断機の寸法は、JIS C 8370「配線用遮断機」、同付属書5「電灯分電盤用協約形配線用遮断器」による。特記なき場合、分岐に用いる2極の配線用遮断器及び漏電遮断器は、1極サイズのものとする。また、分電盤主回路の導体には、サーモラベルを貼付すること。		○交流無停電電源装置	・用途 ()		13. 誘導支援設備	○音声誘導装置 ○画像認識式	
2. 動力設備			7. 発電設備	・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガスタービン		○インターホン	・検出方式 ○無線式(電波式、ICタグ式、赤外線式) ○磁気式	
○電気方式	・幹線 ○三相3線式 200V 60Hz ○		○非常用発電装置	・形式 ○キュービクル式 ○オープン式		○インターホン	・種類 ○外部受付用インターホン ○電話形同時通話式(親子式及び相互式)	
○制御盤	・分岐 ○三相3線式 200V 60Hz ○ ・単位ユニットの電流計は、負荷端子の手前で接続する。 ・制御回路で使用する変圧器は、絶縁変圧器とする。 ・動力盤主回路の導体には、サーモラベルを貼付すること。		○常用発電装置	・用途 ○常用 ○常用防災兼用		○トイレ等呼出装置	・表示器: 窓 呼出ボタン ○壁付ボタン ○壁付握りボタン	
○監視方法	・○警報盤による代表監視 ○複合形受信機による監視 ○中央監視装置による監視		○太陽光発電装置	・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン		○その他	・○受付呼出装置 ○	
○インターロック	・自動火災報知受信機、連動制御器及びガス漏れ警報機と連動して、空調機を停止させること。			・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式		14. 呼出設備	・○ナースコール装置 ○情報通信網対応形ナースコール装置 ○携帯ナースコール装置	
○機器への接続	・電動機などへの接続は本工事とし、接続方法は図面による。			・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○		15. テレビ共同受信設備	○アンテナ・マスト ・○UHF OBS ○CATV ・アンテナマストの取付は、○壁面 ○自立 とする。	
3. 電熱設備				・定格出力: kW (kVA) 以上		○内容	○アンテナ・マスト	
○形式	・○			原動機: kW以上		○電界強度測定	測定場所(アンテナ取付位置付近)及び測定チャンネルは、監督員と協議する。	
4. 雷保護設備				・連系方式 ○高圧連系 ○高圧受電みなし低圧連系 ○低圧連系		16. 監視カメラ設備	・○ネットワーク伝送方式 (○標準 ○HD) ○アナログ伝送方式 (○白黒 ○カラー) ・○2方式併用方式 ・屋内: ○ドーム型 ○箱型 屋外: ○ドーム型 ○箱型 ・ズーム: ○有 ○無し 回転台: ○有 ○無し ・○卓上形 ○吊下げ形 ○ラック組込形	
○雷保護システム	・○外部雷保護システム (○受雷部システム ○引下げ導線システム ○接地システム) ○内部雷保護システム		8. 構内情報通信網設備			○伝送方式		
○適用規程	・JIS A 4201 (2003) ・JIS Z 9290-1 (2014) ・JIS Z 9290-3 (2014)		○ケーブル	・幹線: ○EM-OP ○EM-UTP 支線: ○EM-OP ○EM-UTP		○カメラ		
○保護レベル	・○I ○II ○III ○IV		○施工範囲	・○配管 ○配線 ○機器収納盤 (○盤のみ ○盤・機器共)		○モニター		
○受雷部システム	・○突針 ○水平導体又はメッシュ導体 ○構造体利用		○試験調整	・標準仕様書に定められた接続試験等を行い、監督員に提出のこと。なお、必要となる試験機材等は請負者の負担とする。				
○突針支持管	・○鋼製 ○ステンレス製 ○アルミ製		9. 構内交換設備					
○引下げ導線	・○構造体利用 ○引下げ導線		○形式	・○ボタン電話装置 ○交換装置 (○デジタルPBX ○IP-PBX ○OV○IPサーバ)				
○接地極の種類	・構造体利用接地極 (○構造体利用接地極) ・A型接地極 (○板状接地極 ○垂直接地極 ○放射線状接地極 (水平接地極)) ・B型接地極 (○環状接地極 ○網状接地極 (メッシュ形状の接地極))		○蓄電池停電補償時間	・○5分以上 ○30分以上 ○製造者標準				
5. 受変電設備	・高圧 ●三相3線式 6.6kV 60Hz ○		○施工範囲	・○配管 ○配線 ○交換装置				
●定格電圧	・低圧 ○三相3線式 210V ○単相3線式 105V/210V ○三相3線式 V ○三相4線式 V/V		○保安器用接地	・○本工事 ○別途工事				
●配電盤形式	・●キュービクル式配電盤 (●屋内 ○屋外) ○高圧スイッチギア		○ローテーションアウトレット	・○固定形 ○自在型 ・○一般形 ○OAフロア用				
	キュービクル式配電盤 (OPF・S形 ○CB-1形 ○CB-2形 ○CB-3形)							
	高圧スイッチギア: CB-3形 (OPW形 ○CW形)							

堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事		設計完了日	R . 4 . 4
電気設備 特記仕様書 (4)		工事発注日	
		SCALE	1:NS
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会		原寸紙サイズ	A2
原寸法			



A	堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事	設計完了日	R4
		工事発注日	
電気設備 改修平面図	SCALE	non	
	原寸紙サイズ	A3	
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	E / 06	
原寸法 0 50 100 150			

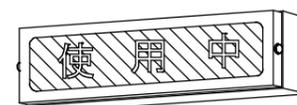
【凡例】 (改修)

記号	名称	仕様
□	使用中 照明器具 (新設)	新設LED標示灯に取替え
⊙	人感センサースイッチ	新設 (公共) DS1-N
⊙ ET	露出型コンセント (接地端子付き)	2P15A×1、ET付
□	MM用ジャンクションボックス	角型
⊠ ²⁵	スリーブ貫通口25Φ	L=140mm
⊠	既設スリーブ再利用	
×★	撤去し新設する照明器具を示す。	
×	撤去するものを示す。	

特記無き配管配線は下記による。

---	配線天井ころがし
---	メタルモール配管配線
---	EM-EEF 2.0-3C (内1Cアース) (天井)
EM MMA	EM-EEF 2.0-3C (内1Cアース) (壁から天井までMMA)

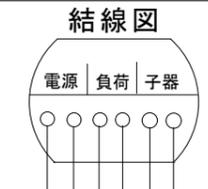
A LED 標示灯



東芝 : LMT-1197-LS9相当品
パナソニック : NNF11930相当品

B 人感スイッチ (新設)

結線図



東芝ライテック : WDG8871相当品
パナソニック : WTK24818相当品

※1. スイッチ撤去後150×150のプレートで開口部をふさぐ。
※2. 人感センサースイッチを既設開口部の横に新設し、
新設ケーブルEM-EEF1.6-2C (電源側) とEM-EEF1.6-2C (負荷側) の接続を行う。

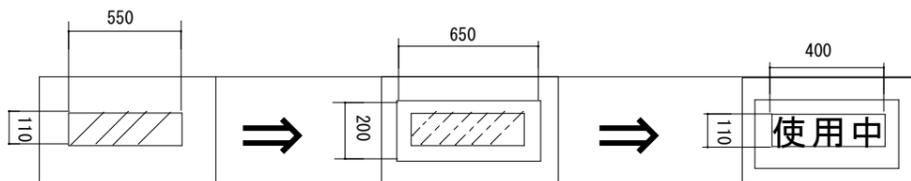
※1. スイッチ撤去後150×150のプレートで開口部をふさぐ。
※2. 人感センサースイッチを既設開口部の横に新設し、
新設ケーブルEM-EEF1.6-2C (電源線) とEM-EEF1.6-2C (負荷側) の接続を行う。
※3. LED20形ベースライトに取替え (既設蛍光灯は撤去処分のこと。)
(LED20形ベースライト : パナソニックXLX210AENC相当品)

多目的便所 (1), (2) のコンセント回路 (コンセントは新設ET付)
新設ケーブルにて取替えること (EM-EEF2.0-3C)
既設配線はテーピング処理のこと。

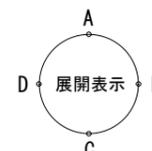
- C** : 天井直付型 20形 1体型LEDベースライト
パナソニック : XLX210AENC LE9相当品
既設器具開口部 : 誘導灯リニューアルプレートでふさぐ。
パナソニック : リニューアルプレート (FK21747C代用)
- D** (直付型 非常用LED専用型 (常時消灯・非常時LED点灯))
パナソニック : NNF90005J相当品 (公共型番 : K1-LSS11-1)
非常用回路接続 : 既設3線回路に接続のこと。
(EM-EEF2.0-3C 3m延長分含む。)

★ 取り付け施工手順は下記とする。

照明器具撤去後 プレート1.2mm (塗装) 取付 照明器具取付 (新設LED)



4階便所改修平面詳細図 S.1 : 100



堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事	設計完了日	R. 4. 4
	工事発注日	
電気設備 平面詳細図	SCALE	S=1/100
	原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	E / 07
原寸法 		

特記仕様書【機械設備】									
I. 工事概要									
1. 工事名称 : 堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事									
2. 工事場所 : 堺市堺区南瓦町2番1号									
3. 建物概要									
建物名称	構造	階数	工事対象延べ面積(m ²)	消防法施行令別表第一	備考				
総合福祉会館	R C造	7階		第15項					
4. 工事種目(●印のついたものを適用する。)									
建物別及び屋外工事種目	4階トイレ								
空気調和設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
換気設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
排煙設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動制御設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生器具設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○
給水設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○
排水設備	●	○	○	○	○	○	○	○	○
給湯設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
消火設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
液化石油ガス設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
厨房機器設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
し尿浄化槽設備	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(下記の内容には、各種機器の取付、接続及び試験調整も含む。更に、撤去機材については処分までの一切を含む。)									
5. 工事内容									
衛生器具設備	本工事は図示の如く4階トイレ改修工事に伴う衛生器具設備の一切を行う。								
給水設備	本工事は図示の如く4階トイレ改修工事に伴う給水設備の一切を行う。								
排水設備	本工事は図示の如く4階トイレ改修工事に伴う既設排水管に接続一切を行う。								
6. 特記事項									
本工事中において、以下の項目の中の「堺市及び本市」の記載については、「堺市社会福祉協議会」と読み替えるものとする。									
本文中の「堺市」を「堺市社会福祉法人堺市社会福祉協議会」と読み替えることが出来ない場合は、そのまま「堺市」に準ずることとする。									

項目	特記事項
II. 工事仕様書 (注) 本工事中において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。	
1. 一般仕様	
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)及び公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)並びに公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)による。 (参考資料: 機械設備工事監理指針(平成31年版))	
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。	
2. 特記仕様	
(1) 一般事項 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 施工調査	・本工事にあたっては、事前に現場を十分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と十分に打合せのうえ施工のこと。 ・実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立って事前調査を行い監督員に報告する。なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。
2. 工事用表示板	<p>色(白) 900</p> <p>設計 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 監理 □□□□□□□□ 施工 □□□□□□□□</p> <p>日本塗料工業学会 Y17-70X 取付場所は工事用進入の見易い所に取り付けること。</p> <p>・工事用車両の取付け(5)補足事項-2「道路交通の安全対策」による。 ●対象 ○非対象</p>
3. 安全対策	・安全巡視員(警備会社による) ○常駐 人 ●スポット延べ 5人 ・交通誘導員A(警備会社による) ○常駐 人 ○スポット延べ 人 ・交通誘導員B(警備会社による) ○常駐 人 ○スポット延べ 人 ・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。
4. 仮設備	・仮設備項目(○受変電 ○発電機 ○給水ポンプ ○排水ポンプ ○) ・仮設期間(○図面による ○)
5. 工事用仮設物	・すべて請負者の負担とし、構内につくることが(●)できる。(○)できない。
6. 足場、さん棚	・●別契約を含む関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置とする。
7. 工事用電力	・本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等の費用は、請負者の負担とする。
8. 設備機材等(グリーン購入法)	・受変電設備(新築に限る)を新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金(受電設備全部分)、電気使用料金(施工業者使用分)並びに電気保安業務における費用も本工事に含むものとする。 ・本工事に使用する機材は、堺市「使用機材指定製作所一覧表」によるものとし、別途指定する書面にて監督員の承諾を受けるものとする。 ・図面中の「G」印は「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律」(以下、「グリーン購入法」という。)の特定調達物品を示す。 ・堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」(最新年度による)に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事に極力採用すること。
9. 化学物質を発生させる設備材料等の使用制限	・本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所要の品質及び性能を有するものとする。なおホルムアルデヒドが発生しない規制対応、原則として除外のものとして下記(1)を使用するが、該当する材料等がない場合は、第3種のものとして下記(2)を使用する。なお、詳細については、関係関係法令を参照のこと。 (1) J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示にあるJ A S規格品とする。 (2) 国土交通省告示1485号(平成15年11月25日)で示されているもの。
10. 発生材の処理等	・発生材等(建設副産物)の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進要綱」その他関係法令を遵守して行うこと。 ・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 ・請負業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、請負業者と収集運搬業者との間の契約及び請負業者と処分業者との2者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は請負業者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。 ・本工事中における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設の名称については、(5)補足事項-1「特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び建設発生土処分地表」による。 ・発生材等(建設副産物)の処理は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別リサイクル等再資源化を図るものとする。 ・特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定める事項は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 (本工事は、 ○適用する ○適用しない ○元請けの適用区分による)
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(「建設リサイクル法」)の適用について	

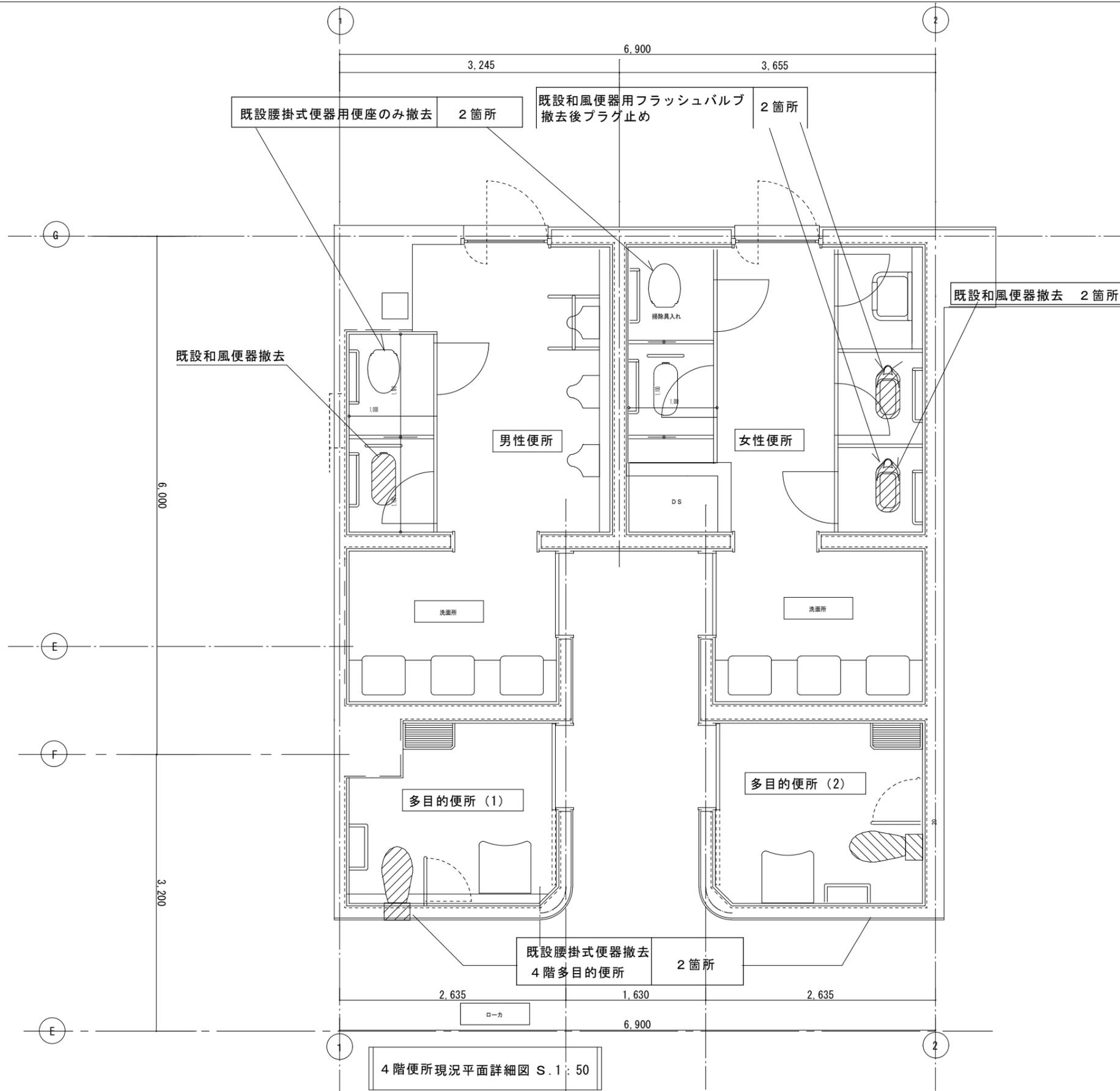
項目	特記事項																																											
(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)の場合)																																												
1. 分別解体等の方法																																												
工程ごとの作業内容及び解体方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 造成等</td> <td>造成等の工事 □有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>2. 基礎・基礎ぐい</td> <td>基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>3. 上部構造部分・外装</td> <td>上部構造部分・外装の工事 □有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>4. 屋根</td> <td>屋根の工事 □有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>5. 建築設備・内装等</td> <td>建築設備・内装等の工事 □有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>6. その他()</td> <td>その他の工事 □有 □無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 適用となる事項の□にチェックする。 (注2) 工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。</p>	工程	作業内容	分別解体等の方法	1. 造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	2. 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	3. 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	4. 屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	5. 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	6. その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
工程	作業内容	分別解体等の方法																																										
1. 造成等	造成等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																										
2. 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																										
3. 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																										
4. 屋根	屋根の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																										
5. 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																										
6. その他()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																										
11. 本工事中の特別管理産業廃棄物等(アスベスト処理)	<p>・本工事中における特別管理産業廃棄物等(○有 ●無し)</p> <p>種類: ○アスベスト含有建材 ○PCB含有機器 ○蛍光灯処理 ○フロン類等の処理 ○撤去部にアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大阪府アスベスト廃棄物処理暫定指針」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。 ・本工事で撤去する機器については、事前にPCB(微量PCB含む)含有の有無を全数調査し、監督員に報告のこと。 また、変圧器及びコンデンサ等の機器については、PCB含有の有無を専門機関にて下記のとおり行う。 (○本工事中にて分析し報告書を監督員に提出。○分析済み。) ・PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき適切な処理を行うこと。 ・PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等が無いように適当な容器に納め保管すること。 監督員指定場所: (○現況場所に保管。○構内指定場所に保管。○構外搬出し指定場所に保管。) ・蛍光灯及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再資源化を図るものとする。 ・放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収するものとする。</p> <p>(蛍光灯処理) (イオン化式感知器) (フロン類等の処理)</p> <p>・フロン系冷媒は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。 ・吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収適正に処理を行うこと。 ・フライン液は専門業者等により回収し適正に処理を行うこと。 ・鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者にて回収、又は関係法令等に従い回収し、中間処理施設で中和処理等を行うこと。 ・ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄(SF6)ガスは、製造回収業者又はガス業者にて回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。 上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。 ○構内指定場所に敷きならし ○構内指定場所にたい積 ●構外指定場所搬出適切処理(再資源化施設)</p>																																											
12. 建設発生土の処分	・本工事中における建設発生土の処分名称については、(5)補足事項-1「特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び建設発生土処分地表」による。																																											
13. 埋め戻し	・コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部50mmから上部100mm以上の範囲を○根切り土の中の良質土 ●山砂の類 にて埋戻しのこと。																																											
14. 騒音、振動の防止	・「低騒音型、低振動型 建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用する。 ・騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、2日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。																																											
15. 耐震施工	・設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。尚、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。 (1) 設計用水平地震力(設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平地震度を乗じたものとする。) 設計用水平地震度 (注) ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置場所</th> <th rowspan="2">機器種別</th> <th colspan="2">○特定の施設(○甲類・○乙類)</th> <th colspan="2">●一般施設(乙類)</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">上層階・屋上・塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.5(2.0)</td> <td>1.0(1.5)</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>1.0(1.5)</td> <td>0.6(1.0)</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1階及び地下階</td> <td>機器</td> <td>1.0(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.6(1.0)</td> <td>0.4(0.6)</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>重要機器(水槽類)は、図面特記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む) (2) 設計用鉛直地震力: 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。 (3) 上層階の定義は、下記による。 6階建以下の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、13階建以上は上層4階 (4) 給湯設備の転倒防止措置 満水時の質量が15kgを超える給湯設備は、平成24年国土交通省告示第1447号に適合する転倒防止措置を行うこと。</p>		設置場所	機器種別	○特定の施設(○甲類・○乙類)		●一般施設(乙類)		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階・屋上・塔屋	機器	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	機器	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)	水槽類	1.5	1.0	0.6	
設置場所	機器種別			○特定の施設(○甲類・○乙類)		●一般施設(乙類)																																						
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																							
上層階・屋上・塔屋	機器	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)																																							
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																							
中間階	機器	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)																																							
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																							
1階及び地下階	機器	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)																																							
	水槽類	1.5	1.0	0.6																																								
<table border="1"> <tr> <td>堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事</td> <td>設計完了日</td> <td>R. 4. 4</td> </tr> <tr> <td>機械設備工事 特記仕様書-1</td> <td>工事発注日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>SCALE</td> <td>S. NO</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原寸紙サイズ</td> <td>A2</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人 堺市社会福祉協議会</td> <td>設計担当</td> <td>M / 1</td> </tr> </table>		堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事	設計完了日	R. 4. 4	機械設備工事 特記仕様書-1	工事発注日			SCALE	S. NO		原寸紙サイズ	A2	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	M / 1																												
堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事	設計完了日	R. 4. 4																																										
機械設備工事 特記仕様書-1	工事発注日																																											
	SCALE	S. NO																																										
	原寸紙サイズ	A2																																										
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	M / 1																																										
< 2016.5 > 新営・改修編																																												

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項				
16. あと施工アンカー	性能確認試験：○行う ●行わない 施工後確認試験：特記なき場合、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）による。 ・建築基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討計算書を監督員に提出すること。 なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。 ○ ○	33. 不当介入に対する措置 （1）受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。 （2）受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。 （3）本市は、受注者が本市に対し、（1）及び（2）に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。 （4）本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が（1）に定める報告及び届出又は（2）に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。	22. 施工体制台帳及び施工体系の義務化 ・発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した時は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。 ・施工体制台帳を作成した建設業者は、当該建設工事の係わるすべての建設業者名、技術者名簿を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、現場及び公衆の見易い場所に掲げること。	10. 他工事又は他工種との取合い ・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表（取合い区分欄は、原則●印の区分とする。） 工事項目 機器の基礎及びビット 同上架台 梁及び壁の貫通スリーブ入れ及び穴埋め補修 梁及び壁の貫通部補強 機器への給排水配管接続工事 機器付属操作盤への一次側電気工事 同上操作盤からの二次側電気工事 同上操作盤からの故障警報用配管配線 空調機等のリモコンスイッチの取付及び結線 同上機器からリモコンスイッチまでの配管及びボックス 同上機器からリモコンスイッチまでの操作配線 セパレート型エアコンの室内から室外機への渡り操作配線 マルチ型エアコンの室内機間の渡り配線及び集中操作盤の取付 換気扇の取付 同上機器の手元スイッチの取付及び配管配線・ボックス及び結線 自動制御盤一次側電源工事（配管・配線及び結線共） 便器洗浄用感知装置への電源供給配管配線 水槽類の電極棒・電極帯及びフロートスイッチ 機器・器具及び配管等の吊ボルト用インサート 天井埋込器具等の取付箇所の天井ボードの下地切込み及び補強 壁への埋込型機器及び盤等の仮枠 同上埋込部の補強 軽量鉄骨壁への機器及び盤等の下地切込み及び補強 天井点検口の取付	21. 建設業退職金共済制度 ・建設業退職金共済制度（以下「建退共」という）は現場で働く労働者を被共済者としたものであり、下請業者までこの制度の主旨を理解し、各現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後、1ヶ月以内に「建退共掛金収納書」を提出する。 ・工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲げること。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	24. 工事の下請け及び原材料の購入について ・工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。	24. その他の保険について （2）機械共通事項 1. 保温工事 ・標準仕様書第2編第3章によるほか下記による。 ・標準仕様書第2編第3章の各表において保温材を選択できるものについて、特記なき場合、グラスウールとし、多湿箇所、水掛り部分及び屋外については、ポリスチレンフォームとする。 ・特記なき場合、配管及びダクトの保温外装は下記による。	（3）設備科目別仕様 1. 空調設備 ○ 空気調和設備概要 ○ FCU・ダクト併用方式 ○ パッケージ方式 ・ 熱源：○ボイラー ○ 温水発生器 ○ 冷水発生器 ○ 冷凍機 ○ EHP ○ GHP ○ 氷蓄熱 ・ 制御方式：○電気式 ○ 電子式 ○ デジタル式 ・ 燃料等：○都市ガス ○ 電気 ○ 灯油 ○ A重油（1号） ○ 設計温湿度 外気 一般系統 温度（DB）湿度（RH）温度（DB）湿度（RH）温度（DB）湿度（RH） 夏期 35.3℃ 52.0% 28℃ 50% 冬期 1.8℃ 51.7% 20℃ 40% 備考：湿度制御を行わない空調方式による湿度は成り行きとする。 ○ ばい煙濃度計 ○ ばいじん量測定口 ○ 煙道 ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ ダクトの分岐方法 ○ 風量測定口 ○ チャンバー ○ ダンパー ○ 配管材料（図面特記分は除く） ○ 弁類 ○ 鋼管用伸縮管継手 ○ 防振継手 ○ フレキシブルジョイント
17. 風圧力に対する性能	（建築工事編）による。 ・建設基準法施行令第87条に定めるところによる風圧力（耐風力）検討計算書を監督員に提出すること。 なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。 ○ ○	22. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
18. 施工条件	・ 工事に伴い障害物が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。 ・ 作業については日曜・祝日・第2・4土曜日及び年末年始並びに盆休みは行わない。（但し、やむを得ない場合は監督員と協議を行うものとする。） ・ 施工時間は原則として、午前8時から午後6時までとする。 ・ 地元協議による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
19. 官公署その他への手続き	工事施工に必要な官公署その他への手続きは、標準仕様書第1編第1章第1節1.1.3並びに改修標準仕様書第1編第1章第1節1.1.3による。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
20. 工事実績データの作成登録について	・ 請負者は、受注時及び竣工時において請負代金額が500万円以上の工事については、コリンズ（工事実績情報システム）に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時（工期変更、請負代金額変更登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から10日以内（土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く）に登録しなければならない。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
21. 建設業退職金共済制度	・建設業退職金共済制度（以下「建退共」という）は現場で働く労働者を被共済者としたものであり、下請業者までこの制度の主旨を理解し、各現場ごとに建退共の証紙を購入し、契約締結後、1ヶ月以内に「建退共掛金収納書」を提出する。 ・工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲げること。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
22. 工事の下請け及び原材料の購入について	・工事の一部を下請けさせる場合及び原材料を購入する際は、地元産業の振興と市内業者育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
23. 中間技術検査	・ 中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。 本工事は、中間技術検査の ○対象 ●対象外	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
24. 工事写真	・建設大臣官庁官庁営繕部監修の営繕工事写真撮影要領（平成24年版）・同解説「工事写真の撮り方 建築設備編」による。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
25. 完成図等	・ 施設毎に完成図を作成し、製本図面（完成図原因をA2に縮小しA3版背貼製本（表紙文字印刷））を2部提出すること。又、完成図原因も提出すること。 ・ 機器完成図をA4版チューブファイル（表紙文字印刷）を2部提出すること。 ・ 保全に関する資料（施設管理者が保守を行っていく上で必要な事項をまとめたもの）として、工事完成後、建物とともに以下の資料を管理者に引渡しを行うこと。 ・ 主要資材一覧表（名称・規格・数量・メーカー等） ・ 物品引渡書 ・ 装置、機器の取扱い説明書 ・ 運転指導（資料に基づく説明も行う。） ・ 主要機器の連絡先 ・ 官公署届出書類類、検査済証 ・ その他保守上に必要な図書等	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
26. 提出用保管箱	・最終提出書類は、書類保管箱（ダンボール製やプラスチックケース等）に納め提出すること。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
27. 著作権等	・本工事に取得する施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
28. 公共事業労務費調査	・本工事が公共事業労務費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。なお、下請業者についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
29. 引渡し及び管理責任	・完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、請負者に管理上の責任をもつこと。 ・引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は最終読取値を一覧表にして、監督員に提出すること。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
30. 現場代理人技術者の専任期間等	・現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任配置すべき期間は契約工期が基本であるが、次に掲げる期間については工事現場への選任は要しないものとする。また下記期間にかかわらず工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合は、工事現場における常駐を要しないものとする。 1. 請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 2. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した日（検査確認日）とする。 3. 工場製作のみが行われている期間。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。 4. 工用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
31. 暴力団等の排除について	1 入札参加除外者を下請負人等とするの禁止 （1）受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱表に掲げる措置要件に該当する者を、下請負人等（再委任以降のすべての受注者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）としてはならない。 （2）これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等との下請契約等の解除を求めることができる。 2 下請契約等の締結について ・受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。 （1）受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。 また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。 ただし、本市が必要でない判断した場合は、この限りではない。 （2）本市は、受注者及び下請負人等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うことがで	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	23. 火災保険について ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市社会福祉協議会会長に提出すること。 被保険者：堺市社会福祉協議会会長、保険期間：工期プラス1ヶ月、保険金額：部分払いするときの出来高金額以上 ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発元の証明書を提出すること。 第三者に与えた損害の補償：請負業者賠償責任保険 従業員が受けた身体障害の補償：法定外労災補償（建設共済）又は労働災害総合保険 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法	○ 鋼管厚（○ 3.2mm ○ 4.5mm） ○ ダクトの種別 ○ 工法 ○ 高圧ダクト（○ アングルフランジ工法） ○ 割り込み工法 ○ 直付け工法				
32. 誓約書の提出について	（1）受注者は、堺市契約関係暴力団								

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																		
○保温及び消音内貼り	<ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書第2編3.1.4によるほか、下記による。 下記のダクトは保温を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○遠りダクト及びチャンパーボックス（保温の厚さ25mm） ○外気ダクト及びチャンパーボックス（保温の厚さ25mm） 膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第2編3.1.5の排水及び通気管の項による。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内雑排水管及び通気管 屋外配管 ○満水試験継手 ○インポート樹・ため樹 	<ul style="list-style-type: none"> ○硬質ポリ塩化ビニル管 ○排水用硬質塩化ビニルインク鋼管 ○配管用炭素鋼管(白) ●排水・通気用耐火二層管 ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(ビツト内) ○硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ○硬質ポリ塩化ビニル管(VU) ○図示の個所に取付ける。 ●小口径マス(塩ビ製) ○コンクリート製 ●樹のコンクリート部は工場製品としてもよい。 ●樹蓋の表面には、「汚水」、「雑排水」等の用途を示す文字入れを行うこと。 																																																				
○機器の振れ止め	<ul style="list-style-type: none"> 標準仕様書による。 	8. 給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ○給湯設備概要 ○配管材料(図面特記分は除く) ○弁類 ○保温 	<ul style="list-style-type: none"> ○中央式(○電気 ○ガス) ○局所式(○電気 ○ガス) ○鋼管(M) ○外面被覆鋼管 ○水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 ○架橋ポリエチレン管 ○ポリプロピレン管 ○JISまたはJV(○5K ○10K(図示部分)) ○口径65A以上のバルブはバタフライバルブ(本体:アルミ製 弁体:ステンレス製)とする。 ●膨張管及びボイラーへの補給水管の保温は標準仕様書第2編3.1.4の冷水・冷温水管の項による。 給湯機器排気筒はPS内についても保温を行う。(仕様は隠蔽部排気筒に準ずる) 																																																			
○空調能力表示	<ul style="list-style-type: none"> 空調機器リストに記載のとおりとする。 	9. 消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ○消火設備概要 ○配管材料(図面特記分は除く) ○保温 ○消火器 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内消火栓 ○スプリンクラー(○開放型 ○閉鎖型) ○泡消火 ○不活性ガス消火 ○連結送水管 ○連結散水 ○屋外消火栓 ●一般配管: ○配管用炭素鋼管(白) ○圧力配管用炭素鋼管(sch-40) ●地中配管: ○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(○SGP-VS ○STPG 370 VS) ●屋外露出配管は保温を行う。(標準仕様書第2編3.1.5の給水管の項による) ●消火用補給水槽:(○保温型 ●保温不要) ○別途工事 ○本工事 																																																			
2. 換気設備		10. 液化石油ガス設備																																																					
○ダクトの種別	<ul style="list-style-type: none"> ○低圧ダクト(○コーナーボルト工法(長辺の長さが1500mm以下の部分) ○アングルフランジ工法) ○高圧ダクト(○アングルフランジ工法) ●硬質ポリ塩化ビニル管 ○スパイラルダクト ●厨房系統の長方形排気ダクトは共通仕様書より一番手厚いものを使用する。 ●取付位置は(○図示した位置 ○遠心送風機吐出ダクト又は吸込みダクト○外気取入れダクト)とする。 ●空気調和設備の当該項目による。 ●厨房、浴室等(シャワー室、脱衣場を含む)の多湿箇所はシールを行う。 ●空気調和設備の当該項目による。 ●空気調和設備の当該項目によるほか下記による。 ●下記のダクトは保温を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○全熱交換器用の給気ダクト及びチャンパーボックス(保温の厚さ25mm) ○(○厨房 ○湯沸室 ○)用の隠ぺい部ダクト(仕様はh.(イ).IXとする) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ガス設備概要 ○配管材料(図面特記分は除く) ○保温 	<ul style="list-style-type: none"> ●液化石油ガス ●一般配管: ○配管用炭素鋼管(白) ○合成樹脂被覆鋼管 ●地中埋設配管: ○ポリエチレン管 																																																				
○ダクトの材質		11. 厨房機器設備																																																					
○排煙口	<ul style="list-style-type: none"> ○垂鉛鉄板 ○ ●形状: ○スリットフェース型 ○パネル型 ○ダンパー型 ●動作: ○手動(○機械式 ○電気式) ○煙感知器連動 ○中央遠隔操作 ●復掃装置: ○手元復掃式(○手動式 ○電気式) ○遠方復掃式 ●ダンパー本体及び操作箱との渡り配線は本工事とし、それ以降の制御配管配線は別途工事とする。 ●建築設備定期検査業務基準書(日本建築設備昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。 	○厨房機器設備概要	<ul style="list-style-type: none"> ●図示による。(ただし、寸法は参考とする。) ●熱源: ○ガス(○都市ガス ○液化石油ガス) ○電気 																																																				
○排煙風量測定		12. し尿浄化槽設備																																																					
4. 自動制御設備		○し尿浄化槽設備概要	<ul style="list-style-type: none"> ●形式: ○合併槽() ○小規模合併槽() ●処理対象人員: 人槽 m3/日 ●放流水質: BOD ppm以下 																																																				
○中央監視制御装置の構成・機能	<ul style="list-style-type: none"> ●有り ○無し ●図示による。 	(4) その他事項																																																					
○塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内、屋外を問わず、鋼製の電線管・ボックスは塗装を行う。 ●ただし、(●ビツト内 ●パイプシャフト内 ○機械室内)は除く。 	1. 配管工事の試験について	<ul style="list-style-type: none"> ●配管の試験は、配管途中若しくは隠ぺい、埋戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。 ●給水管等の試験は下表の通り行うものとする。なお、下表に記載無き配管の試験については、標準仕様書による。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験対象部位</th> <th>適用</th> <th>試験方法</th> <th>試験圧力</th> <th>圧力保持時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水管(直圧部)</td> <td>新設配管</td> <td>水圧</td> <td>1.75MPa</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>給水管(直圧部)</td> <td>既設配管接続後</td> <td>水圧</td> <td>0.75MPa</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>給水管(加圧部)</td> <td>新設配管及び既設配管接続後</td> <td>水圧</td> <td>全揚程の2倍</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>給水管(加圧部)</td> <td>既設配管接続後</td> <td>水圧</td> <td>0.75MPa未満の場合0.75MPa</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>揚水管(加圧部)</td> <td>新設配管及び既設配管接続後</td> <td>水圧</td> <td>全揚程の2倍</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>給水管(高置タンク以下)</td> <td>新設配管及び既設配管接続後</td> <td>水圧</td> <td>0.75MPa未満の場合0.75MPa</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>給湯管(直結型機器の2次側)</td> <td>新設配管及び既設配管接続後</td> <td>水圧</td> <td>0.75MPa</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>給湯管(貯湯型機器の2次側)</td> <td>新設配管及び既設配管接続後</td> <td>水圧</td> <td>0.3MPa</td> <td>60分</td> </tr> <tr> <td>消火管(屋内消火栓)</td> <td>新設配管及び既設配管接続後</td> <td>水圧</td> <td>消火ポンプ締切圧力の1.5倍</td> <td>60分</td> </tr> </tbody> </table>	試験対象部位	適用	試験方法	試験圧力	圧力保持時間	給水管(直圧部)	新設配管	水圧	1.75MPa	60分	給水管(直圧部)	既設配管接続後	水圧	0.75MPa	60分	給水管(加圧部)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	全揚程の2倍	60分	給水管(加圧部)	既設配管接続後	水圧	0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分	揚水管(加圧部)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	全揚程の2倍	60分	給水管(高置タンク以下)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分	給湯管(直結型機器の2次側)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	0.75MPa	60分	給湯管(貯湯型機器の2次側)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	0.3MPa	60分	消火管(屋内消火栓)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	消火ポンプ締切圧力の1.5倍	60分		
試験対象部位	適用	試験方法	試験圧力	圧力保持時間																																																			
給水管(直圧部)	新設配管	水圧	1.75MPa	60分																																																			
給水管(直圧部)	既設配管接続後	水圧	0.75MPa	60分																																																			
給水管(加圧部)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	全揚程の2倍	60分																																																			
給水管(加圧部)	既設配管接続後	水圧	0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分																																																			
揚水管(加圧部)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	全揚程の2倍	60分																																																			
給水管(高置タンク以下)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	0.75MPa未満の場合0.75MPa	60分																																																			
給湯管(直結型機器の2次側)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	0.75MPa	60分																																																			
給湯管(貯湯型機器の2次側)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	0.3MPa	60分																																																			
消火管(屋内消火栓)	新設配管及び既設配管接続後	水圧	消火ポンプ締切圧力の1.5倍	60分																																																			
5. 衛生器具設備	<ul style="list-style-type: none"> ●器具品番について ●本設計図に記載する衛生陶器・金具等の記号は便宜上、TOTO製の製品番号とする。 	(5) 補足事項																																																					
○小便器用節水装置	<ul style="list-style-type: none"> ●手動 ●自動 (●個別感知 ○集合感知) ○ハイタンク ●フラッシュ(●埋込 ○露出) ●※集合感知の場合はカウント不足を補償するタイマー機構を設ける。 	1. 特定建設資材廃棄物の再資源化施設及び建設発生土処分地表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリートガラ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルトガラ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	施設の名称	所在地	コンクリートガラ			アスファルトガラ			木材			建設発生土																																							
種類	施設の名称	所在地																																																					
コンクリートガラ																																																							
アスファルトガラ																																																							
木材																																																							
建設発生土																																																							
○大便器耐火カバー	<ul style="list-style-type: none"> ●●設ける(ビツト内は除く) ○設けない 	2. 道路交通の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ●上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 ●なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。 ●道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー(速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行など)の向上を図るため、10t級以上のダンプトラック(土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象)に下記の通り工事用車両蓋を作成し取り付けること。なお、工事用車両蓋の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。 																																																				
○洗面器・手洗器	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面器・手洗器は止水栓付とする。 	【工事用車両蓋の仕様】	<ul style="list-style-type: none"> ●寸法: 縦540mm×横800mm程度 ●材質: ターポリン ●表示内容: 工事名称、受注者名、発注部署名 ●装着枚数: 1枚 ●装着場所: ダンプトラックの前面 ●取付方法: 工事用車両蓋の四隅とダンプトラックの4カ所を紐で結ぶ ●その他: 工事用車両蓋の四隅にハトメ(紐穴)を取付ける 																																																				
6. 給水設備																																																							
○給水設備概要	<ul style="list-style-type: none"> ●給水引込管: φ(○新設 ○既設) ●水道直結方式 ○高置タンク方式 ○ポンプ直送方式 ○タンクレスブースターポンプ方式 ●○不要 ○要 (○本工事 ○別途) ●一般配管: ○水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 ●●SUS製フレキシブル管 ●地中配管: ○水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 ○水道用リフレックス二層管(呼び径50以下) ●○水道用硬質塩化ビニルインク鋼管(SGP-VD) 又は 水道用リフレックス二層管(呼び径50以下) ●○JISまたはJV 水道直結部分(●10K) その他の部分(●5K ○10K) ●口径65A以上のバルブはバタフライバルブ(本体:アルミ製 弁体:ステンレス製)とする。 ●またバタフライバルブを埋設使用する場合は、センターハンドル式とする。 																																																						
○水道加入金																																																							
●配管材料(図面特記分は除く)																																																							
○弁類	<ul style="list-style-type: none"> ●親メーター(●貸与品) 子メーター(○買取品(○水道事業者指定 ○標準図) ○貸与品) ●親メーター(●水道事業者指定 ○標準図) 子メーター(○水道事業者指定 ○標準図) ●検査項目: ●遊離残留塩素濃度 <ul style="list-style-type: none"> ○特定建築物 15項目(一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物(全有機炭素の量)・pH値・味・臭気・色度・濁度・鉛及びその化合物・亜鉛及びその化合物・鉄及びその化合物・銅及びその化合物・蒸発残留物) ○学校 園 9項目(一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(全有機炭素の量)・pH値・味・臭気・色度・濁度) ●その他 10項目(一般細菌・大腸菌・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素・塩化物イオン・有機物(全有機炭素の量)・pH値・味・臭気・色度・濁度) ○学校プール 7項目(pH値・大腸菌・一般細菌・有機物等・濁度・総トリハロメタン・循環ろ過装置の出口の濁度) ●検体数: ●遊離残留塩素濃度... 1検体 <ul style="list-style-type: none"> ○15項目... 検体 ○9項目... 検体 ●10項目... 1検体 ○7項目... 検体 ●検査箇所: ○受水槽 ○調理施設水栓 ○プール槽(循環ろ過装置の出口) ●監督員の指示する箇所 																																																						
○水量器																																																							
○水量器樹																																																							
○水質検査																																																							
7. 排水設備																																																							
○排水設備概要	<ul style="list-style-type: none"> ●建物内汚水・雑排水(●分流 ○合流) ●建物外放流先 汚水: ●公共下水道直放流 ○し尿浄化槽 ●雑排水: ●公共下水道直放流 ○し尿浄化槽 ●○不要 ○要 (○本工事 ○別途) ●屋内汚水管: ●排水・通気用耐火二層管 ○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管(ビツト内) ●○硬質ポリ塩化ビニル管 ○排水用硬質塩化ビニルインク鋼管 																																																						
○負担金																																																							
●配管材料(図面特記分は除く)																																																							

<2016.5>新営・改修編

堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事	設計完了日	R.4.4
機械設備工事 特記仕様書-3	工事発注日	
	SCALE	S.N0
	原寸紙サイズ	A2
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	M / 3

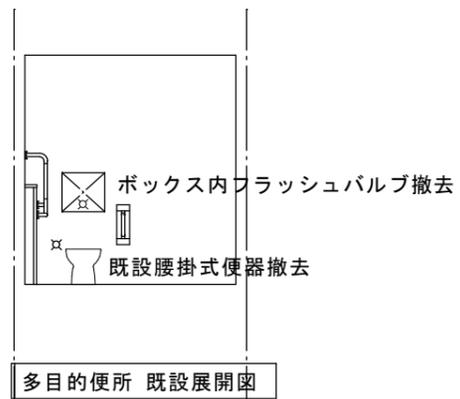


4階便所現況平面詳細図 S.1 : 50

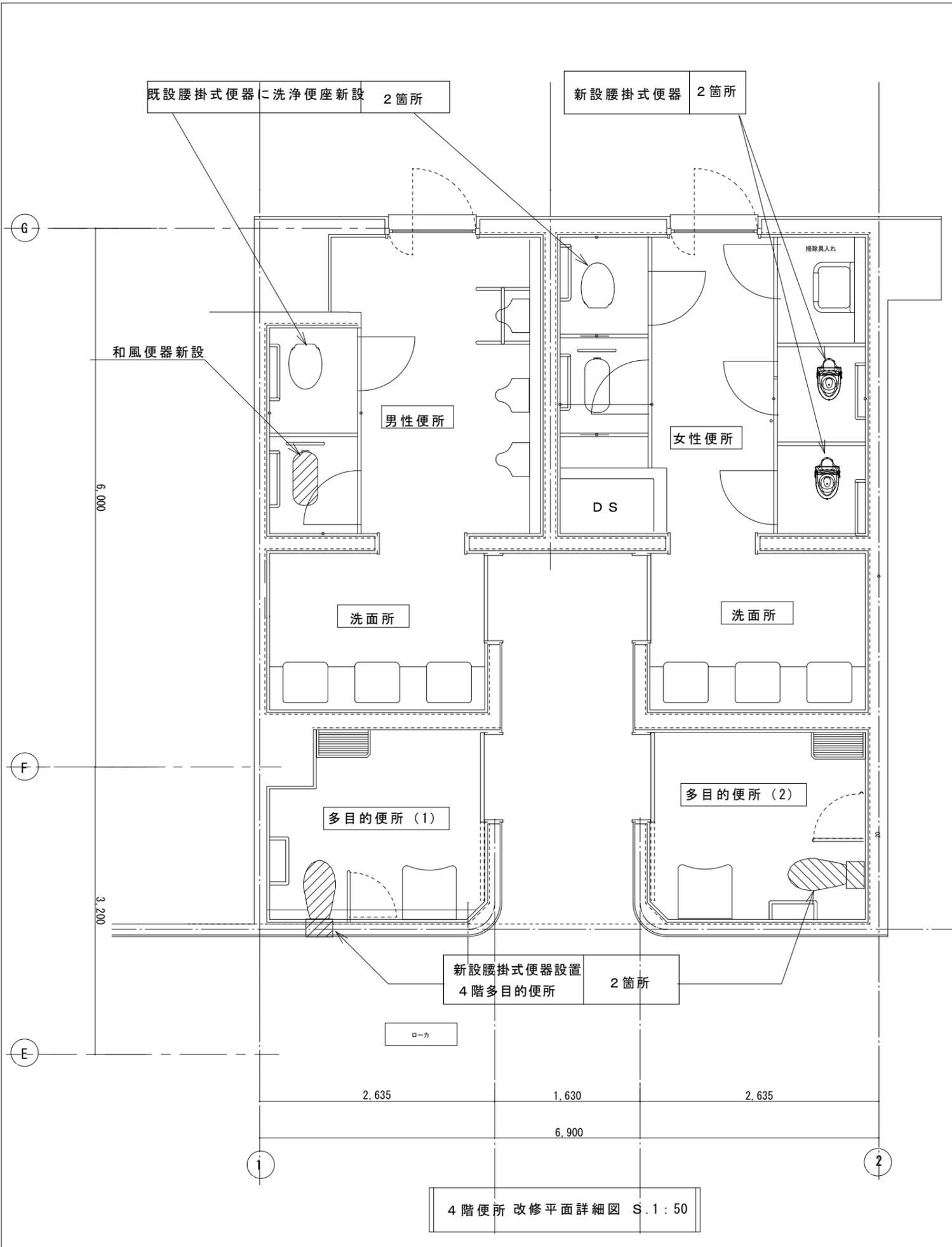
既設和風便器（フラッシュバルブ・紙巻器共）：撤去部分		
	1. 既設フラッシュバルブ（撤去後プラグ止め）、紙巻器 撤去 2. 既設便器の床上露出部分を専用カッターにて撤去 3. 残った便器部分に洋風便器用専用排水アダプター取付 4. 専用モルタルにて埋戻 5. 便器廻りの床タイル部分の撤去復旧は建築工事 ※和洋リモデル工法として、2.～4.の工程で施工する。 （床下配管は既存のままとする。）	2組 (女子)
既設腰掛式便器（フラッシュバルブ）：撤去部分		
	1. 既設フラッシュバルブ（撤去後プラグ止め）（壁埋込型）	2組 (多目的)
既設腰掛式便器（便座）：撤去部分		
	1. 既設便座 撤去	2組 (男女各1)
既設和風便器（フラッシュバルブ・紙巻器共）：撤去部分		
	1. 既設フラッシュバルブ（撤去後プラグ止め）、紙巻器 撤去	1組 (男子)

特記事項
1) トイレブース、便器用手すり、ステンレス製パイプ棚の撤去復旧は建築工事とする。

既設排水管使用材料	
汚水管	—排水用鑄鉄管：CIP
雑排水管	—排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管：DVL P



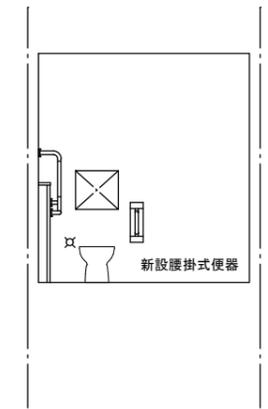
堺市総合福祉会館 4階トイレ改修工事		設計完了日	R.4.4
		工事発注日	
既設・撤去・平面詳細図：給水		SCALE	S=1/50
		原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	M / 4	
原寸法			



4階便所 改修平面詳細図 S.1:50

新設衛生器具表		
器具名	器具品番・付属品等	数量
腰掛式便器 女性便所	CFS494MNRNA (パブリックコンパクト便器・FV式) TEVN30EC (自動FV) ・TCF5840PS #NW1 (洗浄便座・AC100V311W) T56PH・パイプホルダー・YH51R (紙巻器)	2組
温水洗浄便座 男性・女性便所	男子・女子便所用: TCF5534AU#NW1 (洗浄便座・AC100V311w) ・TH502-1N (FV用分岐金具) ・YH51R (紙巻器)	2組
新設腰掛式便器 多目的便所 (2か所)	CFS498BMT (フラッシュタンク式) ・TCF5534AU #NW1 (洗浄便座・AC100V311w) TH343R・パイプホルダー・YH51R (紙巻器)	2組
和式便器 男性便所	C755VFU (和式便器)・TV550MS (大便器用フラッシュバルブ) ・フラッシュバルブ配管セット・大便器スパッド・床排水フランジ TSF290BR T82CR32 T82CR32 ・YH51R (紙巻器)	1組

※ YH51R (紙巻器) 取替えは、計7個



多目的便所 (1) (2) 改修後展開図 S.1:50

堺市総合福祉会館 4階トイレ外改修工事	設計完了日	R.4.4
	工事発注日	
改修・平面詳細図: 給水	SCALE	S=1/100
	原寸紙サイズ	A3
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	設計担当	M / 5
原寸法		